

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(平成 19 年第 2 回有田川町議会定例会)

平成 19 年 6 月 20 日

午前 9 時 30 分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (26名)

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞智子	4 番	亀 井 次 男
5 番	東 武 史	6 番	細 東 正 明
7 番	田 中 良 知	8 番	岡 省 吾
9 番	前 勢 利 夫	10 番	湊 正 剛
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	森 本 明
13 番	横 畑 龍 彦	14 番	殿 井 堯
15 番	浦 博 善	16 番	林 道 種
17 番	坂 上 東洋士	18 番	楠 部 重 計
19 番	新 家 弘	20 番	西 弘 義
21 番	中 西 正 門	22 番	中 山 進
23 番	竹 本 和 泰	24 番	大 岡 憲 治
25 番	橋 爪 弘 典	26 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

11 番	佐々木 裕 哲	17 番	坂 上 東洋士
------	---------	------	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（22名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	浜田文男
総務課長	須佐見政人	企画財政課長	山崎正行
総合業務課長	高垣忠由	消防長	片畑昌宙
福祉課長	東敏雄	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	星田仁志	税務課長	赤井康彦
情報管理課長	水口克將	建設課長	中西一雄
産業課長	中島詳裕	地籍調査課長	下西隆雄
水道課長	山本満寿典	下水道課長	中井勇
教育委員長	鈴間稔	教育長	楠木茂
学校教育課長	岩本良憲	社会教育課長	平内竹信

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	本下浩久	書記	池尻ひろ子
------	------	----	-------

平成19年第2回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	楠部重計	①去る6月8日夜の雷雨、9日の雹・雷雨による被害対策について ②町立第3保育園の移転改築について
2	佐々木裕哲	①JR藤並駅及びJH吉備インターの改名について
3	前勢利夫	①町財政運営について ②林業振興について ③公共事業とその入札について ④山間部に於ける急傾斜地対策を聞く
4	森本 明	①明恵峡温泉の経営改善計画進捗状況は
5	殿井 堯	①町内3温泉の経営状況と今後の経営改善計画について ②廃プラ入札後のその後について
6	岡 省吾	①町民の相談には十分な配慮を ②「頑張る地方応援プログラム」への取り組みについて
7	東 武史	①町のマスコットキャラクターを公募し、観光にも活用すべきでは
8	尾上武男	①藤並駅改築について ②地域交流センター、水の公園及び鉄道公園計画について
9	坂上東洋士	①鹿の被害についての対策要望について ②訴訟の件について、現状報告 ③明恵峡温泉についての要望 ④成人式の時間設定の結果について ⑤砂利採取の取組について
10	堀江眞智子	①子育て支援の取りくみ ②プライバシーの保てる相談室の設置 ③小中学校の用務員の配置について
11	西 弘義	①資源ゴミの収集について
12	浦 博善	①技術職員の育成強化が必要でないか ②指名競争入札における指名業者選定に対する疑問
13	湊 正剛	①有田川鳥尾川の河床と堤防強化について
14	増谷 憲	①長期総合計画と新町建設計画とのかかわりはどうか ②住民税増税などの負担増について ③6月8日、9日の暴風雨、雹による農作物への被害対策と国道424号、修理川地内の土石流対策を ④急傾斜対策について ⑤コミュニティーバスの試行運行から正式な運行について ⑥道路整備の進捗状況や側溝対策について

## 8 議事の経過

開議 9時30分

### ○議長（亀井次男）

おはようございます。

ただいまの出席議員は26人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 一般質問 ……………

### ○議長（亀井次男）

日程第1、一般質問を行います。

配布のとおり、14名の議員さんから通告をいただいておりますので、順次、許可します。

…………… 通告順1番 18番（楠部重計） ……………

### ○議長（亀井次男）

18番、楠部重計君の一般質問を許可します。

### ○18番（楠部重計）

18番の楠部でございます。

ただいま、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず冒頭、誠にせん越でございますけれども、先般、去る6月17日に、第1回目なんですけれども、有田川町の吉原であじさい祭りを、当地区の区の役員さんなり、それぞれ各種団体の皆さん方からお集まりいただきまして、あじさい祭りというのを開催をさせていただきました。これにつきましては、町長また議員各位、町職員さん、それぞれ多くの方が訪れていただきまして、おかげさまで盛大に開催することができました。あじさい800株、4万本が満開を迎えておりまして、多くの皆さま方に見ていただくことになりまして、私も実行委員の1人として、たいへん感謝を申し上げる次第でございます。

本当にありがとうございました。

また、町内の各種団体の方々にもイベントに参加をさせていただきまして、各種団体の皆さま方にも、この場で恐縮でございますけれども、ご協力をいただきましたことを厚く御礼申し上げたいと思っております。

だいたい、後片づけ、昨日ほぼ、テントあるいは舞台装置、すべて、この梅雨の中でございますけれども終了することができました。終わりまして、昨日、おとといと、連日30人、40人と、それぞれほかの有田川町以外の方々

も訪れていただきまして、ご観覧をいただいております。

本当にありがとうございました。

それでは、本来の一般質問を行いたいと思います。

今回、私は2項目にわたりまして、通告をしております。

まず、第1項目でございますけれども、ただいま、ひとつ回していただけたかと思っておりますけれども、去る6月8日夜から朝方にかけての雷雨、それからあくる日の9日、昼11時過ぎからございましたけれども、突然の雹まじりの雷雨が、有田川町では上徳田から特に石垣地域、鳥屋城の一部地域に竜巻のように突風まじりで、わずかの時間でございましたけれども、吹きぬけたのであります。これがまた、雹に至っては、たいへんまあ、大豆くらいの大きな雹が、わずか短時間でありましたけれども、突然に降ったということで、特にこのかんきつ類の生産立町であります、かんきつ類、あるいは柿、ブドウ、キウイ、梅、野菜等に大きな打撃を与えたような状況でございます。吉見はおろか上徳田、それから歓喜寺、松原にかけては、雹が突風とともに筋になって来たのではないかと思います。それが駆け抜けて農産物に被害を、キズを与えて、キズが甚大であるような結果になったわけですが、このことにつきましては、秋にかけての出荷はおろか全滅な畑も一部あるような状態でございます。

この被害状況について、町当局、担当課の方でも把握されておると思いますが、秋の実りを迎えて、どのぐらいというような結果も出ていないと思っておりますけれども、JA金屋営業部では、直ちに被害現地の状況調査にその日のうちに、土曜日でありましたけれども、見回りに出てくれておりました。当議会につきましても、6月13日は産業建設常任委員会が現地を視察をいただきました。本当にありがとうございます。

その被害結果については、どのような状況であるのか、また対応について、どのようなことになっていくのか、いささか私も今年の秋の生産については不安でありますけれども。6月雹及び風雨被害の対策については、早速にしてJAのAQ総合選果場のかんきつ部会では、6月の9日に至急、広報で支部長、班長、部会員全員に対しまして、6月9日の雹・風雨被害の対策について、まず園地の被害を確認して対応してくださいということで、かんきつ類にかいよう病の伝染予防のための薬散、コサイドあるいはクネフロン、かようの散布をしてくださいというような広報を早速流し、また6月の14日には、果実の状態と被害に対する園地の確認あるいは対策についての指導が広報で回ってきております。そういうことから、町の方では今回の傷から出る病気の対策はJAで、あるいは共選で、営農部でというようにやっておりますけれども、秋口にならないとその結果が最終的にはわからないと思います。農家では果樹共済なり、そういった被害に対する補償的なものしかとれないのではないかなと思

ますけれども、そういったこの今、雹が降った、まあ穴が空いているものは、ここ2～3日前から急激に変色しまして、落下をしているような状況でございます。木によっては全部、雹の被害を受けて落ちるような木も見られますけども。また、営農部あるいは共選部会では、このかんきつ類の、あるいは他の生産物についての取り扱いの説明会を園地でやっているような状況でございます。そういう意味で今後、町としてもどのような対応をとっていくのか、なかなか難しいと思いますけれども、現在の状況なり今後の対応についての取り組みをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、同じ8日、9日の雹・雷雨に対する被害につきましては、生産物だけではなく、町内の何カ所かで土砂災害が起こっていると思います。私はちょうど、この424の国道に住宅が面しておりますので、特に424の修理川へかけての地内を見てまわりましたが、私が見て回ったところでも、いわゆる今、修理川バイパスが行っておりますけれども、そこまで3カ所ほど、いわゆる修理川の、特にこのバイパス地点の旧道の中においては、山からの土砂災害が起こりまして、全面通行止めになったと、国道をふさいでしまったというような状況でございました。早速、県当局あるいは町当局からも直ちに土砂の取り除けを実行されましたので、翌日には通行止めが解除されましたけれども、これから特に、まだ梅雨に入ったばかりでございます。時期が時期だけに、そういった土砂災害対策について町として、国道については県の管理管轄でありますけれども、どのように対応されるのか、お伺いをする次第でございます。

特に、全面通行止めになった国道、全面山から土砂が埋まってしまったという現地の手前にも、常々その修理川地内で風雨があるたびに道をふさいでいるような状況でございます。これはまあ、県当局の方へも再三、やっぱり何とかしてくださいという報告もしてると思うんですけども、まあ特に今月は6月1日から30日は土砂災害の防止月間でもございます。そういった意味で、万全の対策をとられることを望みまして、対策の方向を、町でできなくても県あるいは国にそういった対応をとられるように進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、同じくこの風雨被害について、3点目に、この吉原地域のちょうど石垣中学校の下の方なんですけど、中学校から国道へ面して平成10年度に実施された吉原地内の石垣中学校の校舎、屋内運動場の建築によりまして、電波障害が起こるということで、それぞれこの地域にこの対策として、テレビの障害対策施設を、いわゆる住宅施設に共聴施設として共同アンテナから22戸に対する保安器を取り付けてテレビの受信を行っております。万一の故障等の発生のための連絡対応として、24時間体制の受付を実施していただいております。

のも現状でございますけれども、これ合併前にはこの工事をなされた近畿電気がこの工事を行ったわけなんですけれども、そこと、いわゆるメンテナンスの年中の契約をしておったんですけれども、それがまあいつの間にか、現状では今、合併後そのままになって、突然の先般のような雷雨等が降ると、メンテナンスが夜の場合は当日はできなくて、あくる日からになるというようなことでございます。ほいて、やっぱり、そういう件については、合併しても今までと同様にするのか、あるいはその修理の、雷雨等が起こってケーブルに被害が出た場合、いろんな部品も変えなくてはならないと思うんですけれども、高野アンテナ幹線ケーブル等に、今回のことにつきましては被害がございませんでしたけれども、平成10年から過去いわゆる電線の建てかえ工事に伴いまして、電源を止めて、まあ朝9時から午後3時ごろまで止めたことが1回と、それから原因は何かわからなかったけれども全然テレビが映らなかったことが1回と。まあ私は計2回これまで経験してるわけなんですけれども。

ところが今年、今まではそういうことでメンテナンスは業者と契約しておりましたんですけれども。先般の4月の23日の日に、22日、前の日が雨だったんですけれども、夜8時半ごろから、ぱったり突然、テレビが全然映らない状況に陥ったということで、ちょうど私とこを初め22軒中20戸が映らなかったと。今の情報化の時代でございますので、やっぱり近所の方々から「何でテレビ映らんよ」というような問い合わせがたくさんございました。早速、役場なり、あるいはまた当時の工事業者の近電に問い合わせをしました。早速役場にも来ていただいて、当日は夜のことですし、まあ原因を究明してもらったんですけれども、明るる日に朝から来て、原因を調べて直しに入りますということでございました。とりあえず地元の電気業者にも来てもらって、あれしたわけなんですけれども。

これまあ教育委員会の方で、これまで平成10年度から対応してもらっておるわけでございます。やっぱり合併しても今までどおり、メンテナンスについては、やっぱり今どき、1日もテレビが見られないような状況にするということもいかながなものかと思っておりますので、ひとつその点まあ今後どのように対応されていくのか。いわゆるその先般のような雷等が常時起こってくるような状況も考えられますので、傷は小さいうちに止めとかないと、前回まあ故障の部分だけでもお金もまあちょっと要ったんじゃないかと思っております。業者さんらに聞きますと、「ちょっと10年近くなりますので、雷が落ちると何十万仕事になりますよ。今まあ10万ぐらいでできますけど、20万、30万と要ってきますよ」ということでございました。そうすると年中契約にすると、何も修理しなくてもお金を払わなくてははいけないと思っておりますけれども、そういった被害が起こりうる可能性が、特に機械も古くなってきますと思っておりますので、まあ、そ

ういったことを業者とのメンテナンスの、その当時の突然起こった場合の修理とかを、そのときだけの費用にするとか、あるいは年間の契約にするとかということについて、どのように考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、2項目目に移りたいと思いますけれども。

町立の第3保育園の移転・改築について。このことにつきましては、もう18年の合併当時、第1回の一般質問で改築計画について、町当局にただしてまわってきたわけでございますけれども。昭和48年の改築であり、今年で33～34年というふうになるわけでございます。まあ藤並地区は49年ということで1年あとに建って、30年以上経過しておったのが、平成18年度、2年間事業で昨年立派な施設が完成をいたしました。

このことにつきましては、旧町のとてから町の方で懇話会をこしらえてくれ、また地元では改築促進委員会を作成して、この第3保育園の改築ということに取り組んでまわってきたわけでございます。合併しても、町長さんあるいは担当部局の方のご理解を得まして、今度は特に現地からいわゆる妙見池へ移転改築の方向に現在持っていかせております。この件につきましても、埋め立て計画については、一部予算も既に議会で可決をみていますけれども、まあ何しろ1万6,000平米のうち、5,000から6,000平米ぐらいの池の埋め立てということにつきましては、これに対する土砂の関係とか、いわゆる中の道路、あるいは堤防決壊のための法面の改良工事等々、まあいろんなことにご負担かかると思いますが、今後、児童が少なくなることから、登校区域の拡大とか、いろいろ当局の方でも考えてくださるようでございますけれども、これまで町長さんが、これにつきましては、いわゆる石垣小学校と隣接したところへ建築することによってバスが通行になる、あるいはその池から下に民家があると、これのいわゆる耐震にもなるんじゃないかということ、それから現状の道なり、あるいは今後の保育情勢については、児童も減ってくるので拡大してとか、ということで町長の方から一石三鳥であるというような方向で取り組んでいただいております。たいへんありがたいんですが、まあ埋め立てにつきますと、なかなかこうやっかいなこともできにくることも考えられますけれども、町長さんが常々申して下さっておりますように、平成19年度の用地造成、一部予算取っていますけれども、まあ20年ぐらいには建築できる方向に進めたいんだという方向でお話をしてくださっております。

建設に対する用地の確保、それから建築、それらについて、どのように今後、どのような時期にさせていただけるのかお伺いをして、第1回目的一般質問を終わります。



○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

今回もまた、14名の方が質問ということで、よその議会から見たら、非常にうちは熱心やなど、こう会うごとに方々で言われます。

今回もできるだけ丁寧に受け答えをしたいと思います。

まず、楠部議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

6月の9日午前中、突如発生しました雹を伴った雷雨、これによりまして非常な被害が出ています。特に有田郡でも有田川町が集中してしまっていて、広川町、湯浅町の一部もかかっていますけれども、その中でも旧吉備町では吉見、奥、奥徳田、旧金屋の吉原、歓喜寺、松原、糸川地区周辺が特に被害がたくさん出ております。このことについても早速ですね、産業課長あるいは副町長さんも行ってくださって、その被害状況、また被害に遭ったみかん、あるいは桃、梅、それも見せていただきました。

それで現在の被害状況というものも、これも県も早急に調べてくださって、被害状況については、かんきつ類で有田川町約500ヘクタールに及んでいます。これあくまでも予想でありますけれども、収量について、被害の減収量については、秋には約700トンぐらい出るだろうと、かんきつだけで700トンぐらい出るだろうと予想されています。それに伴う被害金額というのは約7億9,000万を見込んでおります。

それから野菜についてもですね、被害が出てしまっていて、22ヘクタールで、これも予想でありますけれども、約160トンぐらい被害が、減収があるということで、この被害金額についても4,800万という予想が出されています。まあ突然の雹と降雨でありまして、本当にこう、予期せぬ気象でありまして、被害を受けられた農家の方々には心からお見舞いを申し上げるとともにですね、支援対策を早急に講じる必要があると考えています。これは、県、農協とかいろいろなところと連携をしながら、既にこの被害に遭った件の防除に対しては、もう既に農協がいろんな薬を散布せよということで、指導いただいています、農家の皆さんも今、一生懸命に散布をしてくれています。

今年、実はこういう被害、これは雹ではありませんけれども、低温障害ということで梅が被害を受けまして、みなべ町で約7億円、それから田辺で3億円、この被害が出てしまっていて、県もこの融資に対する利子補給というのを、その梅についても行ったようであります。その当時の利率というのは1.55ぐらいだったと思います。その利子補給を県もやったようであります。

今回ですね、新たに農林業セーフティネット資金というのが新設されまして、

これが非常に梅の利子補給の金利よりか安い金利で、上限300万だと聞いています。その融資がほとんどの農家については使えるんじゃないかなということで。利子補給については今後、県、農協、それから町と連携して、いっぺんまた考えていきたいなと思ってます。それと同時にですね、かんきつにも共済制度がありまして、金屋地区では約60%の農家の方がこれに加入をしていると聞いています。吉備地区については非常に少なく、約30%ぐらいしか加入していないと聞いていますので、今後ですね、この共済保険にもですね、積極的に入っていただけるように推進をしていきたいと思っています。

それから、424の災害でありますけれども、これもこの6月の8日、9日の集中豪雨でですね、土石流が発生しまして、実際、家屋、これは人が住んでいないんですけれども、農家の倉庫に2カ所ほど土石流が入りました。それと同時に近辺の溝もつまりまして、その土砂が国道まで流れたということで、これについては、国道については県も早急に対応をしてくれまして、うちの副町長さんも課長さんも早急に見に行ってます。それで国道についても、その日のうちに開通をさせることができました。このことについては、地区の消防団も非常にこう協力をしてくれたようで、県の方からも私の方にぜひお礼を言ってもらいたいということで、消防団も非常にこう協力をしてくれたようであります。また、溝のつまったのについても、その日のうちに業者さんをお願いをして、土砂のつまった部分については、もう整備をさせております。ただ今後ですね、こういう集中豪雨、起こる可能性がありますので、この地域については、県にも早急に何とかしてほしいということで、今後働きかけていきたいと思っています。

それから、第3保育園の見通しでありますけれども、既に造成の設計は終わっています。この19年度中に造成に早急に入りたいと思っていますけれども、何せ今、あの池の水というのは農業用水に使ってまして、恐らく、いくら早くてもですね、農業用水が要らなくなる時期、10月ごろから造成に入りたいと考えています。造成については、今、長峰トンネルが掘削されてますので、非常に埋め立てにいい土だと聞いています。ここの土を入れていただけるように今交渉中でありまして、恐らく無料で入れてくれるんじゃないかなという感覚持っています。ほいでまあ、10月ごろから造成をしてですね、19年、20年、21年度にかけて、できるだけ早い時期に建設を完了したいと思います。

以上です。

○議長（亀井次男）

楠部君。

○18番（楠部重計）

答弁もれがあります。

○議長（亀井次男）

町長。

○町長（中山正隆）

すみません、答弁もれがありました。

石垣地区の共聴テレビの件でありますけれども、この共聴施設というのは、石垣中学校が建設したためにですね、近くの民家が見えなくなったということで。今度、新しい鳥屋城小学校の地域にも、そういう民家が何軒かあるそうでもあります。もちろん、こういうことでもありますので、ここについては、町が管理をしなければならないということは認識をしております。ただ、今回1時間ほどテレビがつかなかったということでもありますけれども、非常な雷雨でありまして、雷ももう鳴りっぱなし、早急に直すには危険も伴ったし、夜間でもあったので、多分遅れたんだと思います。今後ですね、近畿電気ではなしに、早急にそういう対応できるようにですね、近くの電気店とも交渉して、共聴の方の組合についてはどこに連絡を、一報を入れたらいいのか、そこたりへんも精査しながら、できるだけ早く対応できるように、町としても責任を持って対応していきたいと思います。

○議長（亀井次男）

18番、楠部君。

○18番（楠部重計）

18番の楠部です。再質問を行いたいと思います。

2項目にわたりまして質問をさせていただきました。特に、6月8日夜の雷雨、また9日の雹・雷雨、こういった被害対策については、今、町長から詳しく被害状況なり面積、あるいは今後予想されるトン数、あるいは被害金額等々が提示ございました。そういうことで、金屋では特に60%という共済の加入をしております。そういうことで、農家にとっては不安を抱えておりますので、共選なりJAは、そういうことで被害状況を把握し、また共選も、そういう今後傷による被害化による病気の対策を講じていくようにということで、広報等で呼びかけて、できるだけ被害化を少なくするという方法をとってくださっております。

僕もちょっと農協の方へ行ったんですけれども、「共済しかないんか」ということで、話に行ったんですけれども、それは行政の方でひとつ利子補給とか徹底して、また被害農家に還元できるように、行政に取り組んでいただけるようにということでございましたので、町長さんも今まで過去、農家として生産してきておりましたので、せっかく丹精こめてつくったかんきつ等に被害が出る

と、今後に不安を抱くものでございますので、ぜひともまあJAなり町とタイアップして、今後の対策に臨んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから、これに対する、土石流による国道、県道なりにも被害が出ております。土砂災害の防止月間であるにもかかわらず、ちょうどこの6月が一番そういうことが多いと。今言われましたように、修理川地域の土石流が家の中に入って、県なりあるいは建設課長もお見えになって、担当課の方も来てくれておりました。私は3件回ったんですけども、県の方へいつも言っているんですけども、県の国道のいわゆる側溝が、案外その山が急傾斜であるので、その山の溝が個人の所有ですけども、国道の側溝の横断が仕切っている土管等についてはですね、平常の水での計算で土管をいけておるので、突然に来たら、もうそれを乗り越えてしまって、道幅をいっぱい土石が埋まってしまうような状況で、もうどうあっても通れないというようなことになるわけなんです。

先ほど、町長も言われましたけども、特に今回、全面通行止めというようなことで、修理川の上の方で2カ所が国道をふさいでしまったという、この1カ所につきましては特に再三、この受け皿が小さいんでね、ほいでもう常時、県の方も十分、ちょっと大きな雨が降ったら国道を半分から土石流で埋まってしまうと。それも十分、今までもね、認識されてると思うんですよ。それで抜本的な受け口を少し改良して大きくするというようなことも考えていかんと、常々もうトン車によってそれを運び出さんなんと、ほいで機械も入れんなんというようなことで、まあ現状ではやったださっておりますけれども、やっぱり間口を広げるなり抜本的な対策をせんと、常時道をふさぐというようなことでございます。この際ひとつ、強く県の方にも対策を講じられるようお願いを申し上げる次第でございます。

それから、テレビの共聴施設につきましては、やっぱり近畿電気につきましては、工事してもらった方がまた下請けを出しておって、小川電気というのがやったわけなんですけども。近所の方から電話があって、それを近畿電気も24時間受付をしてくださっておるんですけども、町の方へ言って、町からも言うてくださったんですが、この合併後、契約があれしてないんで、見にも行けんというようなことでございました。それやったら、まあ僕もその22軒のうちへ入ってるんで、地元の業者にいっぺ見てもらうさけ町も来てくれよということで、町の教育委員会からも2名来てくれて、地元の業者も来てくれたんです。町から言うてもろうたら、地元の業者というのが「あくる日の朝一番で行くよ」と。そんなことやったら、みんなにお前ちょうど8時ごろにテレビ見るのによ、今どき、テレビが全然映らんというようなこともね、いかがなもの

かということで、教育委員会にも「お前ら来なんだからあかんやないか」ということで来てもうたんよ。で、まあ現地見て、その当日の夜は地元の人も原因が2カ所、ここらへんやけどもということで電柱へも登って見てくれたんやけども、危険も要するので、あくる日の朝一、その請負したところの業者に連絡して来てもらうということであったんですけども、やっぱり地元の業者にしても、その安全器から付けてるアンテナからの、その当時の図面というのがないんですよ。だから、その元請さんが持っているわけなんですけれども。地元の業者にこれ継続しても、いっぺんある程度前もって連絡して、こういう町からとの連絡の態勢をとっておかんとね。ほいや和歌山から来て、どこが悪いかからってその部品をまた取りに行かんなんというようなことで、まあ時間が大変かかるんですよ。

そこらへんをもう一度、別に契約せえとは言いませんけども、地元の方にもどこが原因やというようなことで、いっぺんその対応をしていただきたい。近畿電気へ僕も電話したんやけど、契約もうそれしてないんでね、まあ連絡は24時間体制、近畿電気というのは皆とってますけども、どんな方にも。ところが行くんについてはよ、契約してないんでっていうことであつたわけです。今まで合併前は契約してたんやけどもということでございました。それはまあ、常時その契約、メンテナンス契約すると、何も修理しなくてもお金が要ということであるので、現状なってるんだと思いますけれども。そこらへん何か事故が、雷等が落ちた場合に応急処理できる契約というのを結んでいただけたら、していただきたいということで、特にまあ近くの地元の方にしてもらおうと、まあ夜など起こったときには早急処置できると思いますので、その点もよろしくお願い申し上げる次第でございます。

それから第3保育園につきましては、何回も旧町の時代から町も取り組んでいただき、また合併してからも取り組んでいただいております。池の埋め立てにつきましては、町長も長峰トンネルの造成の土の交渉中ということでございますけれども、ぜひともトンネルの土、ああいう池を埋め立てる場合は風雨に1年ぐらい、本当はさらすのが後の建築についてはええと思うんやけども。できるだけそういったトンネルの土ができれば私もいいと思いますので、町長から提案された一石三鳥がスムーズに行くように、これはもう、改良区にもこの改築促進委員会から要望書を出して、池の埋め立てについては、5,000平米あたりは了解をしていただきました。後はまあ9月まで水利権者の方々が必要としますので、まあ言われましたとおり、10月からぜひとも造成をしていただいて、取り組んでいただきたいことを申し上げまして、再質問にかえたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

今回の被害については、果樹被害、野菜被害については、ひどい所ではもう100%だめだろうなという園がありまして、農家にとっては大変なことやなと認識はしています。このことについても、県、農協とも今後十二分に協議をしてですね、町ができることがあれば一生懸命に取り組んでいきたいなと思います。

それとテレビの方ですけれども、これについては、できるだけスムーズに行くように、どういう方向がいいのか早急に検討して、今後できるだけ被害の出たときは、早急に対応できるようなシステムを構築をしていきたいと思っています。

第3保育園につきましては、水利組合の方の協力もスムーズにいきまして、もう設計も終わって、前へ前へ進むのみでありますので、できるだけ早い時期にですね、建設が完了できるように、一生懸命に取り組んでいきたいと思えます。

○議長（亀井次男）

18番、楠部君。

質問時間が残り1分になってます。

○18番（楠部重計）

はい。もう、あと1分です。

ちょっと、このことに町長も詳しく説明してくれて、テレビケーブルについては、ただ担当が金屋の教育委員会も本庁になっておりますので、教育委員会の方からちょっと、まあそういうことで内容も詳しいと、教育委員会で今まで契約してきたわけなんです。そこらへん、町長も言うたとおりに、すぐに応急できるような契約を、年間ではなかってかまわないです。その起こったときにやると。まあ、この間の雷のときは落ちなかったけれども、今度落ちるともう10年からあれしますと、金額もはってくると思いますので、やっぱり教育委員会に予算がないので、ある程度そういうことには契約結んでもらわないと、地元の22軒の方は突然起こった雷については金額もはってくるし、今後まあ応急的なこともきちっとしてもらいたいと思いますので、再度答弁、教育委員会からもご答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（亀井次男）

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

石垣中学校の共聴アンテナの件でございますが、普段このアンテナというの

は、なかなか風や雨には強いんですが、本当に落雷にはものすごく弱いという点がございます。これもう学校に設置しております警備機器も同じなんですけども、まあそのへん、どうしたらいいかということで、原因はブースターだと思うんです。中に入っているブースターが何個あるかちょっとわかりませんが、それを取り替えればなんとかなると、そういうことも私も経験上ありますので。まあ地元の業者と協議いたしまして、すばやい対応ができるような対策をとっていきたいと、そういうように思っております。

以上です。

○議長（亀井次男）

以上で楠部重計君の質問を終わります。

…………… 通告順 2 番 1 1 番（佐々木裕哲） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、1 1 番、佐々木裕哲君の一般質問を許可いたします。

○1 1 番（佐々木裕哲）

議長の許可を得ましたので、私、佐々木から J R 藤並駅及び J H 吉備インターの改名について、質問させていただきます。

藤並駅は来年 3 月完成を目指し、9 億 3, 0 0 0 万円の町費をもって新しい藤並駅舎を、特急をとめるということで建設されています。また、高速道路については、海南より吉備までの 4 車線化に伴い、吉備インターの全面改修工事が西日本道路公団により進められています。そこで、藤並駅名及び吉備インター名を改名する計画があるのか、町長にお聞きしたいと思います。

私は、改名は、したらよいとか悪いとかというものではなく、住民の方々が、心の問題としてどうとらまえるかということではないかと思えます。地名、名称というのは、長い歴史・文化の上で命名されており、藤並という名は、江戸時代、藤並庄の名から由来し、明治 2 2 年、藤並村が誕生してから今日まで愛着されています。藤並駅も大正 1 5 年 8 月、今から 8 1 年前、紀勢西線が和歌山から藤並までの開通に伴い命名され、今日に及んでいます。また、吉備の名は奈良時代からの郷名で、平安具発掘調査出土木簡にもはっきり出ています。

一方、新しいまちが誕生したのだからということもあろうと思えますが、平成の市町村合併で消えた市町村名、新しく誕生した市町村名があるが、それにより駅名が変わったということは聞いたことがありません。それは、費用の面と経済的メリットの関係があるからです。

そこで、この件について最初から改名ありきではなく、まず地元を中心に幅広く住民がどのように思っているのか、まず意見を聞き、それからだと思えます。その点、町長はどう思っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、藤並駅の改名の問題ですけれども、これは改名ありきでは絶対ありません。ただ今回、藤並駅、地元の皆さん方にも非常に協力いただきながら、来年の3月31日の完成を目指して今工事中であります。

特急停車もですね、ここ20日か25日ほど前ですか、JRの方から正式に特急がとまります、というご連絡をいただいております。恐らく駅舎が完成すれば、そんなに期間をおかないで、藤並駅に特急がとまることになると思っています。このことについては、本数とか時間的なダイヤもありますので、それよりか今まあ最終調整に入って、できるだけ多くの特急をとめていただけるように交渉中であります。

この駅の改名については、この駅ができるとき、駅名を変えてもええん違うかというような中でですね、実は駅名の検討委員会というのをこしらえさせていただいています。ほいで、これもまだ1回開いたなり開いてませんので、近々地域の、特に明王寺地区の方々に、もう3名多くお入りいただいて、まあ1回次の検討会を開く予定であります。これについては何でも変えんなんとか、まあメリットについてはと言われてもですね、変えたさけ、ほいやどれぐらいメリット出るというような定かな金額といえますか、そういうことは出ないと思いますんで、まあ十二分に検討して行ってですね、やっぱり長らくいろんな所で協力いただいた地元の方々の意見が、その委員会でも恐らく尊重されるん違うかなという考えを持っています。このことについては、随時ですね、広報でも知らせていきたいと思っています。

それともう1つ、JH、高速の4車線化、これ22年度に一部供用開始だと聞いています。最終的には23年度まで、完全に整備できるのは23年度と聞いています。それに伴って、この件については、実はですね、有田市の商工会議所の方から、ぜひ高速のインターを有田にふさわしいようなインターの名前に変えてほしいという申し出がありまして、これも今まあ検討中であります。ていうのはですね、どうやら有田市の方々は、高速のインターの名前を変えるんやと、まあ無料で変えていただけるんかなという甘い考えがあったようでして、今ちょっとJHの方へ聞きますと、約8,000万ぐらいと言われているようであります。もちろん、この金額の負担については、有田川町、1銭も負担するつもりはありません。ほいで、このことについても、その金額が一応ですね、今、市長さんの方が国と交渉中やということですので、金額そこらが決定して前へ進むようであればですね、また議会の皆さん方にも、その名



前も含めてですね、今後ご検討いただこうかなということ、今、有田市さんが、ほいやその8,000万出して変える意思があるのかなのか、昨日も実はお伺いをしました。市長については、「8,000万も出したらとてもよう変えんよ」というような、あやふやな考えでやってる最中でありますので、しっかりと有田市さんの意向が固まればですね、また有田川町としても皆さん方にご相談をまず申し上げて、次の段階へ進んでいきたいなと考えています。

○議長（亀井次男）

11番、佐々木君。

○11番（佐々木裕哲）

今、町長の答弁の中で、藤並駅検討委員会っていうのがあるって聞いたんですけども、これ、いつごろからできてるんですか。議会、私も皆さん方も恐らく知らないと思うんですけども、まあ大事な将来の玄関口の名前を変えとなれば、もちろん町内の方々も知らない、町民の方も知らないと思うし、まあ委員会名簿があれば、議会へでも、また広報でもさせていただくようお願いしときます。

吉備インター名は、ほかの市町がどう言おうが別といたしまして、私は個人的には「吉備」でいいんじゃないかと思えます。住民もそう思っているのではないのでしょうか。財政が苦しい中、お金を出してわざわざ変える必要はないと、そう思います。

藤並駅に関連してお聞きするんですが、今まあ町長は、特急は、この20日の日にとまるということだった、今答弁いただいて、もうそれは100%信用してもいいんですね。まあ、その後で答えてください。

というのは、本当にまあ、一部町民の方も「特急がとまるんか」と。駅は今なるほど建っていますけどね。というのは、今、工事9億3,000万かけて駅舎建設してるんですけどね、特急をとめるとなればね、私の試算では、約100メートルぐらいホームを延長しなければ、くろしおはとまりません。というのは、後ろの方がはみ出ますんでね、ドアが開かないというようなことで。その工事を、もしとめるんだったら、なんで、もう今工事にかからないんですか。その1点聞きたいんです。3月までに間に合うのであればいいんですけども、駅舎はできるは、特急とめるホームは短いわであったら、これはもう絶対とまりませんね。まあ、そこらもお聞きしたいと思えます。

それと、駅舎新築とかね、特急とめるということになればね、住民とか利用者の方に、また経済的なメリット、非常に私はあると思うんですけど。ただ、藤並駅改名にね、約5,000万程度私にかかると思うんですわ。まあ、金額は若干違ってね。言われてるんは、改名したからといって、利用者が増えるとかね、経済的メリットがあるとかいうことでは、ちょっと考えられにくいと思

うんですね。そこで仮に、その5,000万をそれだけ駅の改名、投資するのであればね、あの周辺をもっと住民が、みんなが利用できるような、また施設等もね、私は同じ金使うんだったら、そちらの方がいいんじゃないかなかと、そう思うんですけどね。その点、町長どう思ってるのか聞きたいと思います。

○議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時27分

再開 10時41分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

たいへん、私の錯覚で申しわけございません。

実はですね、藤並駅改名検討委員会というのは、まだ正式に発足してません。これはですね、合併したときに町の町章、それから町の鳥・町の花・町の木、これを選定する委員さんをこしらえまして、そして町章とか花とか木とか、それを決めたいんですけども。ほいでまあ、合併のときも、合併したので一応駅名の検討をしたらどうかという中で、実はこの方々に地元の方3名追加をしていただいて、入っていただいて、今後、この今お配りしたメンバーに検討委員として今後お願いをして、近々、第1回目を開く予定にしています。ただ、先ほど申し上げたように、やっぱり古い歴史とか、そういうものがありますので、地元の方々の意見を十二分に反映を今ある皆さん方にもしていただけるように、指導もしていきたいと思っています。

それと特急のホームの問題であります。

もちろん、伺っています。今、藤並駅6両しか停車するスペースがありません。特急の一番長いやつ9両つなぎまして、議員おっしゃるとおり約100メートル余り延長しなければなりません。これについても、もう既に延ばすことは決定をしておりますけれども、ただ、9億円という予算の中でですね、今後どのぐらい安くついていくのか、JRの方については、とても9億円もようかけないということで、できるだけ安くしてほしいという話もしてまして、今後その残金がどのぐらい出てくるのか、そこたりを見ながらですね、また皆さん方にホームの延長については追加をお願いをせざるを得ないかなということ、ホームの延長については、もう既に計画に入っています。

○議長（亀井次男）

11番、佐々木君。

○11番（佐々木裕哲）

今、町長から藤並駅名検討委員会名簿というのが、今、これ建設課の方ですか、配っていただきましたけども。

○議長（亀井次男）

暫時休憩。

~~~~~

休憩 10時44分

再開 10時46分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

11番、佐々木君。

○11番（佐々木裕哲）

まあ、その検討委員会の名簿は名簿として、それは別といたします。

最後に私の質問させていただくんですけども、先週16日の土曜日の朝の朝刊だったと思うんですけども、JR和歌山支社より、このチラシですね、これと和歌山支社です。JRご利用のアンケート調査のお願いということで、新聞折り込みされております。これ、私とこ毎日新聞ですけども、これ4大新聞へ全部入っていると思います。16日の朝です。

中でもね、私ちょっとこれ、町長は、また執行部はどのように考えているのかと思うんですけどね。藤並駅、普段どれだけの頻繁で利用されているかという問題、1問出ているんですよ。そしたら、ほぼ毎日、週に2~3回、週に1回、月に2~3回、ほとんど利用しない、全く利用しない、という問いにかけているんですね。それに対して、答えをもし、ほとんど利用しない、全く利用しない方について答えてくださいと書いているんですよ。藤並駅、特急がとまれば利用しますかと書いておるんです。そしたらね、今までほとんど利用しない方に対してね、頻繁に利用するようにする、とかね、機会があれば利用する、まあこれはある程度あるでしょうね、とか、もう利用しない、とかいうことを答えとして書けということになっているんですよ。それでまあ、それとか、今現在、特急を利用しているのは湯浅、箕島、海南、和歌山、そこへマルしてくれとか。いろいろそういう5つの問題あるんですけど、これ、はがきでJR西日本和歌山支社営業販売推進グループあてへこれ切り取って、切手は貼らなくていいですよ。そして、アンケートに答えてくれた方には50名のプレゼント、1,000円程度のあれをしますというのを、これ折り込み入れてるん

ですね。

これ、私ちょっと気になるのがね、このチラシの意味を町長以下執行部がどのようにとらまえているかということを知りたいんですわ。というのも、今、特急は町長絶対とまるって、また、とまってもらわなどもならんで、どもならんのやけど、今になってね、このアンケートの結果、ほとんど利用しないという答えが出てきましたということ、これ突きつけられたときにね、「とめられません」と、「実際は私とこはとめたいと思うけど、利用者が利用してくれないから、もうやめときましようか」というようなことはないですかということを知りたいんですわ。

このね、どうもこれ16日の日に出してるんですわ。ほいたら、町長に対しては20日の日って言いましたね。そのJRから特急とめるっていうことを話……

(「それは、20日ぐらい前だと……」と町長、呼ぶ)

○11番(佐々木裕哲)

あ、20日ぐらい前ですか。ということですね。まあ、だいたい前後するようなときですね。

このチラシが、どうも私ひっかかるんですわ。その点だけ、この答え結果いかん、これ住民の方、まあもちろん有田川町だけじゃなし、近隣の市町村の方もね、ここは便利やと、駅がとまればね、駐車場もある程度よそと違って確保できるとかいうことで、まあ、ものすごく期待してくれると思うし、今あの駅舎を工事してるのはね、あくまで駅を立派に、きれいな駅にして、そしてなおかつ特急をとめるということで駅を建つんやなあと思って。これ100%みんなそのように思ってるんですわ。ところが、駅ができたわ、特急はとまらんわ、高い金出したわ、というようなことになってくるとね、これ根本から私たち議会に対しても最初から説明受けたもの根底からくつがえすようなことになるので。まあとにかく、みんなでとめるように、これはしなければいけないし、議会としても今までも全面的に応援しようということ、今日これ進めてきておりますので、その点強くお願いしときます。

それと最後にまあ藤並駅のね、地元区民を初めね、住民の方々がね、さっきも言いましたように、81年の歴史の上でも、できれば変えんといってくれと、変えてほしくないという要望書も出てますね。——出てますね。その点もね、今後十二分に検討されてね、ひとつこの問題に取り組んでいただきたいと思えます。

これで私の質問を終わります。

○議長(亀井次男)

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

特急停車についてはですね、もう正式にJRの方から「とまります」というご連絡をいただいています。それは私も嘘ではないと思っています。ただ、そのアンケートについてはですね、どういう意図で出したんか私もちょっと聞いてないんでわかりませんが、今後の利用増進のためにですね、出したものと思っています。

それと駅名については、やっぱり地元の意見というのを十二分に反映できるように、委員会にも伝えていきたいなと思っています。

○議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時50分

再開 10時51分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

以上で佐々木君の質問を終わります。

…………… 通告順3番 9番（前勢利夫） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、9番、前勢利夫君の一般質問を許可いたします。

○9番（前勢利夫）

私の当期議会における一般質問は、提出質問事項のとおり、1. 町財政運営について、2つ目に林業振興について、3番目に公共事業とその入札のあり方について、4番目に山間地帯における急傾斜地対策についての4項目でございます。

人間、地域的にみまして、また個人的にみまして、何よりか必要なことは、それなりの誇りでございます。誇りによる自信でございます。そして3番目には、それに必ず責任を持つ。

現在、合併によりまして和歌山県は9つの市と、そして21の町村、合わせて30の市町村で構成されております。この中で、当初予算160億を超えておる自治体と申しますのは、町村については2カ所だけ。もちろん、市9つは160億以上超えております。ちなみに我が町の予算は、今回の補正を入れて約200億近くになっておまして、市を合わせて6番目に位置しております。類似団体で同じ町村でございますが、市と比較しまして、有田市・御坊市をはるかに<sup>りょうが</sup>凌駕しております。

また、町村につきましては、先にも申し上げました2つの町しかございません。1つは当町、もう1つは白浜町でございます。白浜町の場合は144億余り、まさに断トツでございます。厳しい中で、いかに特例法にも示されているとおり、10年間の期間を通じて出発した新しい有田川町は、まさに県下の模範として結果を出さなければならない。先にも申しました責務が存在することは当然でございます。そういう意味から、予算を提示する執行部、それを議決する、議決機関としての議会の使命、まさに両方とも町民直接から負託された責務でございます。したがって、我々絶えず財政運営について厳しい目とその成り行きを探求していくことは必要でございます。

いわゆる町民全般の福祉向上のため、その必要な経費を前もって見積もり、数字で計上することを予算と定義づけられており、その策定作業は執行機関の本質的役割。その当否を議決するのは議決機関としての議会の役目でありますが、これに基づき地方自治体が営む経済上の行為、すなわち財政運営がなされるのであります。

その基本は、地方財政法第2条で定められている「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、または国の財政もしくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない」とし、一方、国も地方財政の自立性を損なわない、または地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならないものとされており。この理念を念頭に自治体予算経費を分類いたします、歳入における経常的収入に対応するものとして、年々持続し、固定的に支出される経費を経常的経費と言い、大まかに言えば、人件費、物件費、維持補修費、補助費、扶助費、公債費がこれに該当。これらは義務的経費ともいわれ、特に人件費、扶助費、公債費の3項目の費用は厳密な意味での義務的経費とされており。

義務的経費は、地方公共団体の歳出のうち支出が義務づけられ、任意に削減できない経費をいうが、その性格上、極めて硬直性の強い経費である。前言のごとく3費目は、その比率が大きければ大きいほど経常的の増大傾向が強く、財政構造の悪化に伴い、地方公共団体が財政の健全化を図る場合に大きな障害とされています。

さて、住民の負担する租税は、予算の原資となることは明白である以上、財政運営が厳しくとも住民にできる限りの行政サービスを提供しなければならないのは当事者の責務であり、消費経費——経常経費とともに確保されなければならない経費として投資的経費があります。その支出が資本形成に向けられるものであり、後年度においても持続的効果を発揮することの可能な経費であり、その代表的存在として普通建設事業費——道路の新設、改良、学校校舎の新築、増改築等々の経費であります。また災害復旧事業費がこれに該当いたします。

バブル崩壊後の景気低迷は長きにわたりましたが、官民あげての血の出る努力により脱出、活性化、発展への展望が確実となりつつある反面、国、地方公共団体ともに公的資金投入による財政赤字は危機的状況下をかもし出しており、2006年度末、国と地方の長期債務は775兆、うち地方200兆、この結果は2006年6月20日600億円の負債を抱え、財政再建団体——民間であれば倒産でございます。自治体は倒産しないの常識が通用しない時代となった事実を、いわゆる北海道夕張市の例でございます。私どもは改めて明記すべきであります。私どもも無視することができないのであります。同年の地方財政白書によれば、人件費等義務的経費は一般財源に占める割合を示す経常収支比率は80%未満が望ましいとされているが、該当する自治体はわずか6.4%、当有田川町でこの時点での同比率はいかになっておるのかをお伺いします。

また、総務省が新たに導入した実質公債費比率も、8月に公表された調査結果では、全市町村の22%が地方債起債に都道府県知事の許可を必要とする18%以上でありました。当然自らの裁量で借金ができないだけでなく、債務削減の目途を示す財政健全化計画の策定が義務づけられ、いわば全国の市町村のうち5つに1つが財政「黄信号」を灯した状態になっています。この場合、当町の指数及び今後の見通しを現況でどう判断されておるのかお聞かせください。

いずれにしても事態は、当町においても先のばしが許されないと存じます。事実、19年3月、行政改革大綱案及び大綱実施計画案が提示され、19年度一部実施、大部分検討23年度を一部未定を除き実施を計画されておりますが、どのように議会関係、住民及び住民団体に一体の目的達成を行っていかうとするのか説明を求めます。

なお、先の2つの指数表示の中で、市町村の財政力の強弱を標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する税収入の割合によって示される。一般的に用いられているものとしての財政力指数、当町としての最も新しいものを、この際表示していただきたいのであります。

支出の裏づけとして表裏一体をなすのは、もちろん収入——歳入です。ごく一部の、今質問した財政力指数1以下は、当然一般行政水準を維持するために、いわゆる調整能力と保障能力を有する、地方裁量権を有する地方交付税を配布されるが、三位一体改革の一環として、2007年度、制度改革が行われようとしております。1つは、新型交付税。現行の交付税は自治体の人口、面積のほか、道路面積、保護世帯数、警察官、消防署の人員等々、細かい基準を適算出されることになっているが、新型は人口と面積だけを計算基準にする方向と聞きます。この動向及び結果によっては、まさに地方の死活問題となる。市町村は、関連団体としての地方6団体はどのように対応しているのか、その対応策を質する次第であります。

もう1点、出生率など9種類の指標で成果をあげた自治体に交付税を上乗せする「頑張る地方応援プログラム」事業についてであります。出生率を含めた9種類の指標とは何か。この構想は、総務省の政策で、各都道府県を幹部は回って意見交換していると伝えられています。現況を説明されたいのであります。

次に2番目の林業振興について申し上げます。

私の顔も3度までという表現がございますが、18年1月発足して既に定例会が今回で6回目を数えています。この間、自己の健康管理の不注意で18年6月定例会を欠席させていただいた以外、今回を含め5回の一般質問時に、必ずこの問題を取り上げさせていただいておるわけでございます。去る3月議会においても、昭和54年をピークとして不況のどん底に陥り、30年近い低迷を続けている森林、その生産品としての木材の価格は、80年生以上を別として——当町、私の所属する清水地区の場合は戦後復興期に入ってから造林であります。間伐材に見られるように、極限の状態が続き、昨今、環境問題もからみ、合板材料としてのラワン材等の輸入に陰りが見えはじめた事実を背景に、一条の光が差し込もうとしていることは、前回質問でも申し上げましたが、依然として、いまだ地元にはほとんどの反応はなく、具体的には林家には恩恵が感じられない実情であります。

今般はより具体的に聞かせていただきます。

7億2,000万円かけた西ノ原木材加工場、操業以来1カ年が経過しました。本木工場の設立目的は、間伐材を中核とした木材原料を使用、加工、販売するとして、それに必要な機具を整備開業したものであり、本年3月の一般質問でも森林組合を指定管理者として運営を続けられているところであり、最近好調の兆しが見えてきたことを町も言明されておりますが、伺います。

工場着、立米単価いくらかで提供者、林家に精算されているのか。単位容積別、例えば直径14センチ・16センチメートルにお答えください。これと同時に比較寸法に対する引き取り価格を、この際はっきりしておいていただきたいと思えます。

2番目、森林組合の統合の見通しを答えられたい。

3番目に、故松岡農相が自ら激しく国予算獲得に働かれ、CO<sub>2</sub>削減につなげる森林対策、日本は世界の排出削減目標のうち6%、うち森林吸収浄化3.6%、これは京都議定書目標達成の数値であります。手段として森林保全整備、予算765億円、これは前年度の予算にして、実に財政の厳しい中で2倍の増額であります。また、これに対して今後、県を通じ、当町としてどう受け入れ態勢を整え、林業活性化に結びつけようとするのかをお聞かせください。

4点目、御坊市は中国上海にヒノキ材販売を実現、出荷されたと新聞にも大きく報じられております。当町の中国市場開拓は、その後どういうふうに行進



しているのか、お答え願いたい。

5番目に、緑の担い手事業、西ノ原加工場雇用態勢、前回では6名を若手の中から整理するというご回答をいただいておりますが、その後具体的にその数値が達成されておるのかどうか、この際はっきりとお答え願いたいと思います。

6番目に、2年前、県議会議員提出条例によりまして、仮称「森林税」が創設されました。本年から始動が始まります。京都大学演習林と提携、森林研究を行っている有田中央高校清水分校交流事業にぜひ適用していただけるよう、強気に働きかけていただきたいと思います。お答えを求めます。

次に、公共事業についての問題に移らせていただきます。

議長にお願いしときます。県関係との関連で町長に資料を渡したいと思えます。どうかよろしくお願ひします。

○議長（亀井次男）

許可します。

〔資料を配布〕

○9番（前勢利夫）

公共事業とその入札のあり方でございます。

昨今、公共事業不要論は大都会を中心にまかり通っておる。原因は、主として財政の悪化、加えての官民談合に見られるように、国民・住民の怒りを誘発していることは事実であります。担い手としての建設業は、GDP就業人口の約10%、1割を占める基幹産業としての社会インフラ——いわゆる社会生活経済活動の基盤——具体的には道路、港湾、橋梁、通信、教育、情報、医療等々の設備を指しますが、整備に欠かすことのできない存在であり、特に公共事業は、その公共性の高さから住民の生活基礎を支えており、更に災害時において住民の生命や安全を確保する役割をも担うなど、なくてはならないものであります。

ちなみに何回も申し上げますが、私の居住しておる清水地域、平成12年度の全般の所得約100億円に対し、半分に近い49億が土木事業による収益でございます。その後、小泉改革の名のもとに、年々、国自体が3%を削減、最初の年は5%、合わせて23%を国自体が削減し、準じて県もこれに何してまいりました。清水地区では今申し上げましたとおり、半分以下の金額にかろうじて地方工事において支えられておる現実を、これは私は申し上げるまでもなく、執行部として一番痛切に感じられておるところでございます。今申し上げましたとおり、公共工事は、その公共性の高さから住民の生活基盤を支えており、さらに災害時において、住民の生命安全を確保する役割を担うなど、なくてはならないものであります。

昨年、郷土和歌山県を根底から揺るがせた、県庁を中心とした談合事件、私個人としても最も尊敬師事していた大先輩が幽明境を異にされたことは、今も断腸の思いであります。しかし、住民の血の結晶としての税金を私利益に結びつけることは断じて許されるものではないことも、また真実であります。二度と過ちを繰り返してはならないとして、新しい仁坂知事は部局の総力をあげて、その先頭に立って公共入札制度の大改革に立ち向かい、有識者による和歌山県公共調達検討委員会を立ち上げ、本年5月10日、委員会報告書をまとめられ、5月27日、県主催県民自由参加によるシンポジウム「県の公共調達制度を考える」を開催されまして、私もその一員として参加させていただきました。

委員長は、元東京地検特捜部の最高責任者を務められ、現在、桐蔭横浜大学の法科大学院教授として活躍されております郷原信郎先生、以下7名によって構成されております。この会にはほとんどの先生が参加されました。和歌山大学学長、和歌山放送代表、いろいろと参加された中で基調講演、それから、いわゆるパネルディスカッション、またその後、参会者の自由発言による意見開陳が行われたことは大きく報道関係でも取り上げられた次第であります。

今、お渡しいたしましたのは、既に町村会の副会長として十分ご承知のはずでございますが、県がまとめた報告書の概要でございますので、改めてお目とおしのほど願いたいと思います。

最も身近な関連自治機関としての県当局がまとめられた今後の指針となる公共事業入札方式については、構成する当町として重要視することは当然として、特にこれといった産業のない、またそのものが不況下にあえぎ、生活手段として全く活用不可能に近い、私どものような山林地域を背景とする清水行政局区域の住民の生活保障的な意味を有する公共事業の役目は、言葉で表現できないほどの、先にも申し上げましたが、価値を有するものであることは、誰しも否定できない事実と言わざるを得ません。

また、山村地域は自然的条件から見ましても、極めて自然的災害に弱い地帯であり、この対策上からも公共事業担い手としての建設業者の存在価値が非常に高いものであります。更に建設業の魅力は許可の原則の一環として機械設備を有することは条件であり、各々の能力に応じてこれを保有使用するため、若手労務者が参加しやすいことで過疎地域における雇用の場としての大きな役割を果たしております。このように地域的条件が重なる場合の入札方式は、自治法234条にもはっきりと規定されておりますとおり、指名入札に基づく債務履行責任が担保されやすい方式に重点を置いていただきたいので、当局の見解を求めます。

なお、業者指名の基準として、地域への貢献度、技術面施行能力等を考慮、

町独自の審査による格付けを行い、万全を期していただきたいのであります。

4番目に、山間部における急傾斜地保全対策を聞かさせていただきます。

災害は忘れるところに必ずやってくる。全国災害史、和歌山県災害史にも特筆される昭和28年7月18日、いわゆる有田川流域大水害は、当時の1市いくつかの町村で死者111名、行方不明248名、計359名のかげがえのない生命を奪いました。そのうち、山間部旧安諦村、八幡村、城山村、五郷村、岩倉村、5カ村の被害人命は、死者38人、行方不明117人、計155名、全体の43%に達したのであり、いかに山間部地帯にその直接原因のほとんどが山津波による土石流被害であったことは史実でも明らかであります。

あれから半世紀以上、地震とともに水害被害の周期は60年と言われておりますが、まさに近づいております。当時の山津波の原因といわれた戦時中の森林強制伐採とは異なり、今回発生するとしたら、密植された造林、加えての間伐不足、手入れ不足による根の張らない人工林、植林拡大による天然林の減少等、不気味な要素が考えられる状況にあります。

ところで、清水行政局地域には、ダム地点に楠本、沼、遠井、日物川等々、日本列島を縦断するミカゴ破碎地帯が存在し、大きな崩壊現象を起こす可能性が地質的に考えられます。事実、28年もこの地域に決定的ないくつかの大きな崩壊を起こしている歴史が、否定することはございません。これらを防止、また極力被害を抑えるためには、行政局区内全域に安全点検を行い、危険箇所、それによる防護・防止策、その前提としての排水路整備、落石流失土石のための砂防工事を徹底的に改めて立ち上げるべきであると存じます。

更に、私どもの清水区域は、本当に高齢化が極限を示す状況に来ております。過疎の中で、最近新しく「限界集落」という言葉が創設されております。いわゆる高齢者が60%を占めることになってくると、ほとんど一般的な社会機能が失われる現象でございます。はなはだ、こういう言葉は適当でないかと思いますが、人生の最後の儀式、いわゆる葬祭もままならない、手伝いに行く若手がいない、これをもって限界集落と言うそうでございます。まさに架空の問題でなく、現実に私どもの地域には、そういう集落が存在していることは事実でございます。

また、砂防のためにいろいろの対策を講じては、国・県がやっておりますが、ただ落石防止もその区域が指定を受けたところから50メートル離れておればですね、対象にならないというのは現在の県条例のあり方でございます。わずか50メートル、それは都会においては、かなり長い距離だと思えますが、山間部の50メートルといいますのは、人家の構成から現実的に往々にある事態でございます、それが対象にならない、法の中にはこういう矛盾

点があります。地域住民の安心と安全を確保する山間地に立つところの町村こそ、この問題の法改正を目指して、そういう恩恵に浴さないところの、恩恵に浴する措置を講じてもらう一大運動を起こすべきだと考えます。この点についてのご見解も賜りまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

前勢議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、財政問題でありますけれども、議員ご指摘のとおり、当町の当初予算162億700万、これはですね、県下で、橋本、和歌山、紀の川市、海南、田辺に次ぐ6番目の予算であります。この予算についても、ちょっと3月議会でお話させていただいたと思いますけれども、当町の標準的な予算であれば、恐らく94～95億円が適当違うんかということでもありますけれども、この162億余りの予算については、これ本当に合併してですね、これやむなく組んだわけでありまして、非常にここへ来て、財政運営をしている中で、また今国会で「地方公共団体の財政の健全化に関する法案」というのが通りまして、この中で4つですね、地方財政の判断基準、連結実績赤字比率とか将来負担比率、これ4つの項目がありまして、開発公社そういったものすべて含めて、国の方に18年度の報告を義務づけられております。その中で、この4つの判断比率の中で1つでも基準をオーバーすれば、19年度に財政健全化計画であったり財政再生計画ということで、とにかく夕張のようになる前に国が歯止めをかけようということで、非常にこう厳しい通達も今来てます。恐らくその中で当町もまあ、ぎりぎりですね、財政運営を今後続けていかなければならないと思っております。

それでは、前勢議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の経常収支比率の質問でありますけれども、前勢議員よくご存じのとおり、財政構造の弾力性を判断する指標であります。本町では平成17年度93.1%、18年度については今統計中で、決算統計の作業中でありまして、恐らく見込みで94%ぐらいに上がるんじゃないかと考えてます。この対策としましては、三位一体改革により、地方交付税の削減によりまして、経常的収入の増額がまず見込めないということで、人件費、公債費、物件費などの経常的支出を節約していかなければならないと考えています。そのためにも本町でも平成18年に「集中改革プラン5ヶ年計画」というのを立てまして、多岐にわたりまして今検討、既に実施している部分もあるところであります。

2点目に、実質公債費比率のご質問でありますけれども、この指数は公債費による財政負担の程度を示す財政指標であります。本町では、平成17年度で約16%、平成18年度、これも現在、決算統計作業中ですので確定はしていませんが、18%になる見込みであります。この対策としましては、今後借り入れる起債の発行額を精査し抑制をする、また19年度において今会の補正で提出をさせていただいておりますけれども、繰り上げ償還を6億8,000万ぐらい減債基金から取り崩して繰り上げ償還をしていきたいと考えてます。

3点目の行財政改革大綱についてでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、18年度に策定した地方財政改革大綱に基づき、地方行政改革実施計画、すなわち「集中改革プラン5ヶ年計画」に、今もう既に実施している項目もありますけれども、5カ年計画で今取り組んでいる最中であります。

4点目の財政力指数についてであります。

この指数については、文字どおり自治体の体力を表す指標でありまして、指数が高いほど余裕があるわけなんですけれども、本町では平成16年から18年の3カ年の平均0.316でございます。

それから、5点目の新型交付税の導入と地方6団体の対応についてでありますけれども、このことにつきましては、従来の地方交付税の算定に加え、一部を新型交付税の試算を導入することに、もう既になっています。この結果、まだ試算の段階でありますけれども、本町で19年度の交付税額は、この試算によりますと約4,400万円減額となっております。また、このことについては、非常にこう多くの、約7割超のですね、地方といいますか、そういった過疎を抱える地方6団体、これにはこぞってですね、交付税の削減を断固反対するというので、6月の20日に地方分権改革推進全国大会ということで、地方6団体の役員の方々がですね、1つとして国・地方の税源配分をまず5対5にしてくれと。もう1つは、地方税源の充実強化と偏在の是正、国と地方の役割分担の明確化、税源移譲、二重行政の解消、地方交付税の総額確保、地方共有税の実現、地域間格差の早期是正ということで、19年の6月の5日に地方6団体の役員の連名で内閣官房副長官的場順三さん、自由民主党幹事長中川秀直さん、それから自由民主党政調会長中川昭一さん、自由民主党参議院議員会長青木幹雄、それから自由民主党参議院幹事長片山虎之助、それから総務大臣にこの決議案を提出をしております。また、毎年でありますけれども、この11月にも地方6団体が総決起を行いまして、地方の格差を是正すべき大行動を起こす予定にしております。

それから、6点目の頑張る地方応援プログラム、出生率等の9種類の成果指標の件であります。従来の地方交付税算定項目にない9項目を今回、頑張る

地方応援プログラムの成果指標に組み入れるというものであります。これによって、9項目の成果指標を達成すれば交付税を増額してあげようというプログラムでありまして、この9項目につきましては、行政改革指標、それから農業算出額、製造品出荷額、事業所数、出生率、転入者人口、小売業年間商品販売額、若年者就業率、ごみ処理量、以上の9項目にいたします。

それからもう1つ、林業の問題であります。

このご質問のように、木材加工場施設につきましては、平成18年1月1日より指定管理者に指定をしています。清水町森林組合が管理運営を行っているところであります。18年度決算においては、ようやく経営が軌道に乗りつつあり、小額ではありますが利益を上げたところでございます。

さて、ご質問の林家からの木材買取単価についてであります。森林組合に問い合わせたところ、仕入れ原木は間伐材が主であることから、木の年数、それから木の種類が様々に異なっておりまして、材質にもばらつきがありますので、具体的な単価を提示するのは、統一的な単価を提示するのは非常に難しいというお返事をいただいております。

18年度中、本施設の原木取扱量が7,060立方ありますけれども、直接、林家からの原木買取仕入量は91立方であります。買取価格が63万円となっております。平均単価で立方7,000円になっております。ただ、取扱量としては、まだまだ少ない状況にあります。今後におきましては、これまでの運営状況を踏まえながら、列状間伐の普及、高性能林業機械の効率的な運用による作業道の開設、間伐材の搬出を推進し、間伐材等の町産材の有効利用を促進し、林家の利益還元につなげていけるよう、組合と連携していきたいと考えています。

次に、森林組合の統合についてでありますけれども、現在、町内2つの森林組合がありますが、具体的な合併の見通しについては、いまだ立っておりません。町としては、直接、組合に対して合併を促す立場にはありませんけれども、林業の振興の観点から、より組織力のある森林組合であるべきと考えています。本年度におきましても、有田振興局管内の3森林組合と林務課、町も入って勉強会を開催する予定であります。そうした経緯を踏まえて、有田川町内の2つの森林組合についての合併協議の必要性を今後、説いていきたいと思っております。

次に、京都議定書森林吸収目標達成のため、平成19年度造林事業費に換算すると、従来の1.4%の森林整備が必要となります。造林面積では約520ヘクタールになる予定であります。ご承知のとおり、間伐等造林事業につきましては、組合に対して国から県を通じ直接補助金が交付されることとなります。

けれども、町としても町単独の補助金の交付を行い、林家の負担軽減を図りながら、間伐材の搬出、間伐等、推進3カ年対策の実施、森林整備地域活動支援交付金事業等の関連事業とともに間伐の推進を行っていきたいと思っています。

また、中国市場の開拓状況でありますけれども、平成17年に実施した間伐材加工品の試験輸出については、ご承知のとおり相手先の購入価格が立方当たり7,000円に対し、製造原価が4万円についてのことから、到底採算がとれないままで今日まで来ております。これについても、今後、友好都市である貴溪市との相談の中で、できるだけこの有田川町の材木が取り引きされるように今後努力をしていきたいと思っています。

御坊市の件でありますけれども、商工会議所が事業主体となり、御坊港湾の利用促進事業の一環でヒノキ加工材、これカヌーの、製品でありますけれども、カヌー製作用の材木でありますけれども、立方当たり8万2,000円で買い取って、売却価格6万9,000円で13立方、これ大連の方へ輸出したそうであります。立方当たり1万3,000円の持ち出しになるようであります。いずれにいたしましても、中国では木材の需要がたいへん高いわけでありますけれども、取り扱いの価格の差を今後どのように進めていくかが大きな課題であると思います。

次に、緑の雇用担い手対策についてであります。清水町森林組合においては、平成15年度からこれまでに11名の方が林業の担い手として定着しております。今後、平成22年度まで国の継続事業として実施される予定でありますので、組合としてはその時点で20名を担い手として確保する予定であります。また、木材利用促進加工施設の雇用につきましては、本年4月1日に1名を新たに雇用し、現在、作業員4名、事務員1名の5名で運営管理を行っております。

最後に、紀の国森づくり税による基金活用事業についてであります。内容は、「森とあそぶ・まなぶ」「森をつくる・まもる」「森をいかす」ということで、森林環境の保全及び森林とともに共生する文化の創造に関する事業であり、公募により事業募集されたものを本事業の要件に適した提案について運営委員会において審議し、選定され実施するものであります。有田中央高校清水分校では、学校設定教科の1つとして、京都大学フィールド科学研究所有林・ステーション和歌山研究林の方々のご指導を受けながら、地域の主要産業である林業について、また森林の保全の必要性と機能について学習されているとのことであります。一度授業を拝見させていただくなどの中で、本事業の適用が可能かどうか協議をさせていただきたいと思っております。

次に、公共事業の入札についてでありますけれども、議員ご指摘のとおり、

和歌山県においては、公共事業に対する検討委員会というのを立ち上げまして、どうやら来年の6月ですか、すべての公共事業において一般公募入札を行うという方向で決定したようでありますけれども、こと地方に関しては、やっぱり建設業者というのが町の企業であります。議員さんおっしゃるとおり、これに従事する若者、たくさん就業しています。もちろん談合については、決して許されることではありませんけれども、地域振興のためには工事は地元でという考えは私は持っています。今般もですね、業者のランクの見直し、これをすべていろんな角度から検討して、この作業を、まあ先日も終わったところであります。また、建設業界につきましても、旧吉備町時代は災害時の防災協定というのを結んでおりました。今後ですね、早急に有田川町の建設業界とも相談をしながら早急にですね、災害時におけるお互いの協力態勢の締結を結んでいくつもりであります。

次に山間地の急傾斜の問題でありますけれども。当有田川町には非常にこう危険な急傾斜地がたくさん存在をしております。なかなかこれについては、前勢議員さんおっしゃるとおり法律の問題もありますし、やっぱり経費の問題、とても町単独ではできるような工事にはならないと思いますので、今後、県・国に強力に働きかけて、できるだけ急傾斜地の危険なところについては、早くその対策を講じるよう、今後、強力に県・国をお願いをしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（亀井次男）

9番、前勢君。

○9番（前勢利夫）

原則として、あまりこう再質問はやりたくないんですが、たいへん今後の課題として重要なものを提言させて、また質問させていただいておると思いますので、主なものだけを再質問やらせていただきたいと思います。

実質公債費の問題でございますが、今もはっきりとご答弁いただきましたとおり、いわゆる18年度から正式に、これ各地方自治体、残さず導入される問題でございますが、18%にならざるを得ないような状況だと、見込みでおっしゃられました。指摘いたしましたとおり、18%がまさに限界だという。右肩上がりの時代であればですね、数値がどうであれ、あまり影響はなしに、結果においては夕張にみるような、抜きも差しもならん、後を振り返って見たら事態になっておった。似たような経過が全国のそうした町村にあったんやないか。私も長い議会議員の生活の中で、それをまあひしひしと今さら身を持って感じておる次第であります。



しかしですね、今回の場合はもう本当に、あらゆる角度から見てですね、後戻りは許されないし、そういう甘えは各自治体ももう許されないと思います。ご説明あったように、新しい地方財政に対する考え方も根本的に変わりました。危険信号が灯ったら、それ以上もう甘えの行動によって知らぬ顔しておるといような時代はもう既に終わってしまった。それだけにですね、本当にきちっとした対応をしていただきたい。総務委員会でも田中先生からご提案になりまして、きのうわざわざ、この完全に今後の町の方針を左右する計画大綱の説明あったんですが、審議させていただきました。そのときですね、私も提言させてもらってるんです。この際、言わせていただきたいんですが。まず行政側が、あの中ではですね、今後23年までに、23年そんなことを言うておるような悠長な段階じゃないと思うんです。

いわゆる一世の名知事といわれました三重県の北川知事がですね、その行政目標の課題の最大に何を置いたか。絶えず町民の目線による行政をやると、これでございます。すべてが最終的に町民のサービスを低下さし、そういうようなことであれば、これは行政がやる価値はないんです。厳しい中でどれだけのものをサービスが提供できていくんだ。それをこれから我々も本当に骨身にこたえてですね、もちろん、これを言うからには議会もそれを1人1人がやっぱり自覚しなければならぬ時点でございます。

そういう面に立ってですね、まず、昨日も担当課長に申し上げたんでございますが、全職員ですね、意識改革、行政改革を発表する前にそれを徹底的にやっていただきたい。いわゆる住民の目線に立った、「うらの知ったことか、それは町の執行部のえらいさんすることや」って感覚やなしにですよ、本当に1人1人の職員が住民の全負託を担っているんだというかたちで頑張っていたいただきたい。私は、もうこれ以上の人員整理が今の状況の中でできることはないと思うんです。だから頑張る以外にないんです。それをこの際、はっきりとこの数字に対して申し上げておきたいと思います。

それから、林業の振興の問題。これまあ、うちの行政局長と今度新しく産業課の課長で就任されました、一貫して清水の木材対策に取り組んでこられた中島課長おられます。これ以上、私はこの問題について説明いたしません、林家が今待っていることはですね、早く1,000円でもかません、1本の木に対して1,000円でもかません、500円でもええ、「俺たちに銭が返るような施策をしてほしい」ということです。30年も50年も、その土地を、この単価で立米7,000円などで取り引きして当たり前のことです。91立方しか集まらない。こういうことをやめてほしい。どんなことがあってもですね、これ計画の時点で中島課長、そうでしょう。加工場着で、最低立米1万3,5

00円で引き取りますという約束でこの計画は発足しておるんです。半分にも満たんじゃないですか、これ。半分ちょっとでしょ。どこに欠陥があるか、指定しとんのは森林組合なんです。そんなことだけではいかんというんです。森林組合がまずいのであれば、行政改革の中でですね、そんなもん主導権を行政が持てるようなかたちに組みかえていく。これがほんまの現地における行政改革じゃないんですか。林家に本当に1円でも銭が入るシステム。これが後で資料で提示していただきたい。山の伐採で1立米どれだけ必要、運賃は平均してどれだけ、この数値をきちっと議会側に示していただきたい。ここで答弁いただかなくても結構です、これは。課題として要求しておきます。

議長、よろしくお取り計らい願います。

それから、この公共事業の問題でございます。

一般競争入札、私から言わしたらきれいごとにはすぎないと思います。本当に清水のようなどころにとっては、公共事業というのはですね、まさに住民の生きる糧ですよ。それを何もかも一般指名にする。それは裕福者の言えることですよ。大都会に住んであらゆる恩恵を便宜的に与えてもらってる地域の人間の言えることですよ。また、災害になったら、業者の力を貸さなったら、縁石1個除けるわけにはいかんでしょ、現実的には。協定を結んでやってくれるということですが。地域には、この請負という問題は絶対必要ですよ。それを残してきてるには嚴重な指名制度しかございませんよ。そのために指名制度の中核はですね、私はもう時間ありませんから申し上げませんが、嚴重な積算によって、これは執行部がやることでしょ、積算。法的に認められている積算、それによって正当な単価をはち出して。安かろうが悪かろうが、公共事業というのはいかんのですよ。最低の指名競争入札をはずした一般競争入札の結果、見てみなさい。あんなことで工事ができるのであればですね、何も常時国民の税金によって、住民の税金によって賄われている、それに従事する職員がですね、その積算をやる必要がないんですよ。だからですね、この建設法の19条の2でもはっきり示されておるでしょう。価格というものは、積算によってはっきりと前もって明示しなさい。このことはやっぱりきちんと守ってもらうことは何より大事ですよ。わがらの利益のために時と時とによって違うことをやると。そんな建設業は排除すべきですよ。まさに談合で何が悪いか。これは何も民に責任がないんですよ。官がかんでくるから悪いんですよ。今までの談合の結果、悪いのは全部、官がかんでくるからこういうことになっておるんです。そういう点をきちっとやっていただいてですね、やっぱり地域地域による指名、これを続けていただきたいということを再度要請しておきます。

最後にですね、これまた田舎の悲しい宿命ですよ、町長にある地区から陳情、

写真があがってきております。今度は、議会に対しても担当の総務委員長に対しても請願があがってきます。本当にね、地域には見ていただいたら、ようこんなところで住んどるなあ、そら平地に住む人間にはわかりません。至るところにあるんですよ。行政局の建設課のもとに、いくつかの細かい要求があがってきてるはずですよ。これは大きな工事ですんで、国の力になさなければならぬのは当然でございます。しかし、それをあげていくのは、あくまでも地方自治体です。はっきりとやっていただいでですね、本当に悔いのない対策を立てておいていただかんと、これもう周期に災害というのは必ずやってきます。たいへんなことになります。その点を玩味していただいで、真剣に取り組んでいただきたいということを申し上げまして、再質問といたします。

よろしく願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

答弁どうですか。

○9番（前勢利夫）

答弁してください。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

前勢さんに言われるまでもなくですね、そういう急傾斜地についても真剣に今後取り組んでいきたいと思っております。

実は、私も清水地区をくまなく回らせていただいで、たいへんなところもあるなという認識でありますけれども、また町だけではどうにもならないということもありますので、国・県には真剣になって今後取り組んでいきたいと思っております。

また、公共入札制度についてでありますけれども、これも指名入札ということも認められているわけでありまして、やっぱりこの田舎につきましては、先ほどもおっしゃったとおり、非常にそういった方々の就労の場所でもあります。談合というのは決して許されるものではありませんので、そういうことを十二分に精査しながらですね、今後もできるだけ地元の工事は地元の業者で、という方向で今後も進んでいきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

林業振興についての質問に対しての答弁もれがあります。

○町長（中山正隆）

いっぺん調べて、その運賃とか、そういうのは、議員ご指摘のことについては、後日資料をまとめて提出をさせていただきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

以上で、前勢君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後の再開は、1時からいたします。

~~~~~

休憩 12時02分

再開 13時00分

~~~~~

…………… 通告順4番 12番（森本 明） ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

続いて、12番、森本明君の一般質問を許可します。

○12番（森本 明）

ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、昨年に続き、明恵峡温泉パート2をやらせていただきます。

同じことで恐縮ですので、しばらくの間おつき合いよろしくお願いします。

明恵峡温泉の改善策を考えておられるのかということでございます。

昨年の9月議会において、2～3件の改革案を提示させていただいたところ、岩盤浴のみの改善で、現状は惨たんたるものであり、どのように考えておられるのか、当局のご見解をお伺いします。

9月から半年間あれば今年の4月からでも新しい経営スタイルができるものと思いき、問題提起をしたつもりでございますが、日々、当局のご繁忙は、一定のご理解はいたしますが、あまりにも消極的ではないでしょうか。答弁では、「温泉離れは進んでいるものの、今後は委託も視野に入れ、一生懸命改革を進めていきたい」と聞かせていただいたように思いますが、いかかですか。

清水地域のふるさと公社の問題は、12月議会の質問に対し、早速和歌山市の企業診断士、水城実氏の経営改革案を実行して今年から取り組んでおり、1～2年先に改善されるものと期待をし、見守るしかないと思っていたところ、先日の全員協議会の席上において、清水行政局長から、改革案に沿って一生懸命に取り組み、3年で黒字にするとの決意表明をいただきました。たいへん心強く感じました。皆さんも耳に焼き付いているものと思います。彼はまだ若いので3年後にも有田川町の職員として在籍していることと思います。このことを真摯に受けとめて頑張ってください。

行政局長、どうですか。——まあ、よろしく願いしときます。

一方、明恵は改革案もないまま、1,200万もの単年度赤字を出し、基金

も底をついているが、大前提となる雇用を守り、地域振興という大義名分があるものの、このままの状態を放置して経営を続けて、町民の理解が得られるのか、当局はどのように存続の危機を乗り越えるのか、ご見解を賜りたい。

また、我が町の財政も非常に枯渇している現状を踏まえ、行政改革大綱5ヶ年実施計画を策定し、歳出の削減、歳入の増加に努めるよう、156項目の細部にわたり見直すこととなっており、いち早く3役さんの方々も自分を戒め、喚起を促していただけていることは非常に勇気ある決断だったと評価いたします。ちまちま節約することもよいことですが、しばで集めていかだで流すような体質では、いつまでたっても立ち直れません。

先日、吉備会館で二葉先生の財政研修を受けましたが、今後は財政健全化判断指標に基づき、4種類の財政指標の公表が義務づけられ、それをクリアしなければ財政健全化計画の策定や会計士による外部監査が義務づけられました。先ほど、この話は町長からもなされておられましたが。その中に、特別会計、公社関係等の赤字も含み、連結決算をしなければなりませんので、のんびり構えている場合ではないと思いますが、どのようにお考えですか。

そこで、今後の経営改善をどのようにするのか、少し述べさせてください。

温泉の経営は、町行政では無理と私は考えます。赤字が出ても自分の負担にならないことが根底にありますから、働いている皆さんも、暇でも雇ってくれるありがたい所です。今やらなければいけないことは、下半期からでも改革できるよう町執行部が基本方針を示し、現場との密接な話し合いを急がなければならないと思います。経営改革改善審議会等を設置するような、私は余裕はないと思います。行政から温泉を離し、明恵の皆さんで出資してやるもよし、町民の中でやりたい方々を募り、出資してやっていただけるような協同組合、また団体等の民間活力の導入も考えられます。非常に難題ではございますが、当局の皆さん一度、自分が経営する会社に置き換え、どのようにすれば酸素を送り生き返られるか、生き返ることができるようになるか、お考えください。何もできないのであれば、町民に限り安い入浴料、弁当持参で楽しく1日過ごせる福祉目的の癒しの温泉にしたらよいのではないのでしょうか。そしたら、収支が取れなくても町民の理解が得られるように思われます。これはあくまでも極論でございますので、何はともあれ、よい方向づけを期待します。

最後に、担当課の方から最近の経営状況等を簡単にお話いただければ、たいへんありがたいです。

それとあわせて、きのう、東京渋谷で温泉事故の大惨事がございました。私たちの施設、3施設あるわけですね、温泉。そこも調査して、今議会中に報告をお願いいたします。

これもちまして、1問目といたします。

明快な答弁いただければ再質問は必要ないので、よろしく申し上げます。  
ありがとうございました。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

森本議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

前回に引き続いて、厳しいご意見、本当にありがとうございます。

何もしてないのではなくしてですね、まず最初にシルバーでやってた、温泉の300万余り、これはもうカットさせていただきました。それと先日もですね、支配人、各課長交えて今後の検討課題ということで、まあ、検討する余地といえますか、たくさんあります。この温泉、当時できたときのいきさつというのは、やっぱり福祉も兼ねた温泉施設をやろうということで、旧金屋町時代につくったそうでありまして、そういうことも鑑みながらですね、まず今回、手をつけさせていただこうと思っているのは、一番暇なお昼の時間帯、これももうご指摘のとおり、暇でも雇ってもらえるというか、非常にこう町経営の甘い体質でありまして、非常にダブっている時間がたくさんあるということで、それも課長に命じて、それをなくせよと、引き継ぎはきっちりやれよということをお願いしております。で、これによって、報告によりますと、年間約300万円ぐらい人件費がカットできるんじゃないかということでありますけれども、なかなかそれだけでは1,100万の赤字、ますます今後ですね、入湯客が減っていくような現象の中で、それだけでは改善にはならないと思いますけれども、この明恵峡温泉については、我が町の温泉の中でも非常にこうトップクラスの温泉であるし、町の観光の上にも非常に重要な施設と考えております。ただ、ほいやそんなこと言うて、このまま赤字を出したらええんかということでありますけれども、決してそういうふうには思ってませんで、まあ1年間、あと半年ですか、その給料体系を見直した中で、従業員にも非常にこう危機感を持ってあたっていただくということで、推移を見てみたいと思います。その後ですね、やっぱりいたし方なければ、議員ご指摘のとおり、民間の活力も入れていきたいと思います。民間については、何社かですね、やらせてほしいという意見も、公式ではありませんけれども、非公式に聞いておりまして、やっぱり民間に委託するとすればですね、できるだけ入湯客の多い時期でなければ、あんまり落ち込んだ時期でやっていただくと、条件的な面も非常に不利になりますので、とにかくもう1年ですね、そういったいろんな方面から頑張ってください、あと半年間推移を見守っていききたいなと思っています。

それから、森本さんから18年度の下半期の資料を提出せよということでありまして、前年度とですね、比較していただくために、年度集計にて作

成をさせていただいて、お配りをさせていただいております。この説明については、産業課長の方からさせていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

産業課長、中島君。

○産業課長（中島詳裕）

私からは、お手元に配布させていただいている資料に基づきまして説明させていただきます。

まず利用者数ですが、15年の21万8,500人をピークに、18年では13万5,072人となり、減少率で言いますと60%余りになります。総売上金額は、18年度で1億2,054万3,689円となりまして、対前年比で91.1%、1,160万円の減少でございます。これに対しまして、人件費、需用費等の必要経費の総額は、これは支出の分ですが、1億3,233万3,450円でございます。対前年比で90.48%、1,390万円の減額でございます。その中で人件費は総額で4,387万円、月平均365万5,000円であります。需用費等の必要経費は8,846万3,000円で、この中には1,724万6,000円の入湯税も含まれております。それから、従業員数ですが、従業員数は18年12月末で、昨年12月末で1名退職されまして、現在22名で運営しております。支配人、副支配人以外の20名は、時給制をしいております。17名が760円、3名は730円で、雇用契約の関係で現在まで変更しておりません。

簡単ですが、以上で私の説明とさせていただきます。

○議長（亀井次男）

12番、森本君。

○12番（森本 明）

今、もう町長並びに担当課からご説明いただいたので、別に申し上げることは本当はないんですが。まあ町長、今年と同じような状況であれば、来年は必ず民活ということも考えてやっていただけるように、皆さんにお約束してください。

よろしく願いしときます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

あと半年間の推移を見てですね、もし、もう従業員の考え方も改善できないようであれば、民活もやむを得ないかということで、その方向で。

またもう1点、福祉施設として本当にこう従業員を減らして、入湯料を安くしてやれる方法も探りながら、来年度は考えたいと思います。

○議長（亀井次男）

以上で、森本君の質問を終わります。

…………… 通告順5番 14番（殿井 堯） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、14番、殿井君の一般質問を許可いたします。

○14番（殿井 堯）

ただいま、議長の許可を得ましたので、一般質問に入りたいと思いますが、何分にも前議員さんが同じ質問の内容でしたので、また、その後の議員さんも僕と廃プラの件でもかち合うてるということで、単刀直入の質問になると思いますけども、まあよろしく願いしときます。

前議員さんがパート2なら僕がパート3になっているので、3回目の質問で2回かち合うてるって、やっぱり、要するに4番バッターが打たんと5番バッターにはなかなか回ってこないということで、まあ重複した質問になるろうかと思えますけども。

まず、僕の意見として3つの温泉、1つは町営、あとの2つは指定管理、まあ僕の担当する産業建設の範囲内の温泉ということで、この間から指定管理の委員会ということで、15日に副町長をキャップにして、そういう意見をお聞きしたんですけども、行政局長並びに産業課長、たいへん意欲を持ってこの問題に取り組んでいただいているということの誠意を、また清水の方の開発公社の方も「なんとかしようやないか」ということで、ようよう旗を揚げてきたかなあというふうな感覚が見えられました。まずここに今初めて登場されている産業課長の中島君、散髪もして、しっかり頑張ってくれると思うんで、まず簡単に今後の抱負を述べていただいて、それで、温泉の方の質問は重複している関係で終わらせていただきたいと思います。

その次に、2点目に廃プラの問題なんですけども、廃プラの問題は最初に有田川町合併した当時、僕何で入札できないか、何でそのまま随契で流れるんかということを質問させてもろうたんですけども、当局の努力と委員会の努力、また関係者の努力をもって、ようやくこの間、4月に入札して発進したと。その発進した後で何らかのトラブルは起こらなかったか、何らかの問題はどう解決したかということの抱負もお聞きしたいということで、以上簡単でございますが、僕の質問とさせていただきます。

よろしく願います。

○議長（亀井次男）

産業課長、中島君。



○産業課長（中島詳裕）

殿井議員さんのご質問にお答えいたします。

まず私の方からは、有田川町内にある3つの温泉の経営状況と今後の経営改善ということについて、ご答弁させていただきます。

まず、町内の3温泉の経営状況について、まず報告させていただきます。

今、説明させていただいたばかりなのですが、明恵峡温泉の場合、18年度単年度収支で収入が1億2,054万3,000円、支出が1億3,233万3,000円ということで、1,179万円の赤字。利用者数におきましては13万5,070人ということで、月平均ですね、1万1,256人のご利用客でございます。

しみず温泉の18年度の単年度収支、収入が1,482万9,000円、支出が2,303万9,000円、821万円の赤字でございます。利用者数が3万4,468人、月平均2,872人になります。

同じく二川温泉の単年度収支ですが、収入が1,217万5,000円、支出が1,776万4,000円で、558万9,000円のマイナスとなっております。利用者数におきましては2万3,981人、月平均1,998人です。

ということで、3施設とも赤字経営に陥っておるような状況です。清水温泉については平成15年度より、二川温泉については11年度、明恵峡温泉については16年度からこういう赤字の傾向で推移しております。それが今、3温泉の現状なんです。

今度は経営改善計画につきまして、ちょっと説明させていただきます。

まず、町直営の明恵峡温泉について、ご説明させていただきます。

先にも申し上げましたが、本年4月以降、22名態勢で運営を行っております。従業員の勤務態勢においては、交代時間を短縮するなど、先ほど町長からお話があったと思うんですが、人件費の削減に努めております。4月以降、施設の清掃業務についても、順次、シルバー人材センターにお願いしていたのを職員でやっていただくようにして、経費の節減を図っております。それとまた、弁当・仕出し等の販売につきましても、取り扱いの利益率の改善を図るために、納入業者との改善交渉も行っております。また、サービス面では、ご利用客の方にポイントカード制の導入とか、食事のメニューの見直しとか、毎月26日を「ふろの日」と定めてサービスを強化するなどの小さなイベントの開催を通じて、利用客の増加を図っていきたいというように思っております。そう言いましても、やはり実行して結果が出なければなりませんので、月別の収支をきっちり見極めながら、場合によっては専門家の指導も得ながら、診断をしていただきながらとも考えております。

続いて、財団法人有田川町ふるさと開発公社が管理運営をしている2つの施設、この2つの施設につきましては、ご承知のとおり、現在、関連施設全部含めまして企業診断士の先生に経営改善をお願いして、まあ実行しているところでございます。その中で、しみず温泉は地域ではやはり一番の集客を誇る施設でありまして、地域としては交流事業のシンボリックな存在というふうにも位置づけております。そうしたことから、地域の観光情報の提供とか、観光ガイド的な役割を当然担うべき施設でありますので、特に従業員の接客サービスの向上なり、宣伝活動の強化、リピーターの確保という面で、また口コミでの集客アップを図って収入の増加を目指していきたいと思っております。

二川温泉につきましては、隣接の宿泊「白馬」というのがありますが、こことは非常に密接な連携をすることによって集客や改善に努める必要があると思っております。宿泊「白馬」の方では、シルバープラン、また鮎釣りプランとかというような、いろんなパックものを商品として販売し、季節料理等にも工夫を凝らしながら、またいろいろとご指摘もありました営業時間につきましても延長するなどして、積極的な経営努力をさせていただいております。こうした中で、温泉とうまく合わせながらサービスを、二川温泉の存在を高めていければと思っております。

ただ、全体的に当地域を訪れる入り込み客数というのは激減しておるのも事実でございます。その中でいかに収益を向上させていくかと言えば、並み大抵の努力では無理かなという部分もあります。そこでまあ、できるだけ1人の方に何回も訪れてもらえるような地域づくりを目指していくべきでないか、これは行政だけではなくて、地域の人も含めて取り組んでいかなければならないと思っておりますので、その点またいろいろとご指導のほどよろしくお願いいたします。まあ、そう言いながらも、温泉ですので、経費面で一番ウエイトを占めるのは燃料費ということになります。このへんの部分の公社全体の扱う量もたいへん多うございますので、そのへん人件費とあわせまして、どういうふうに節減に取り組むかというのは、公社ともども今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（亀井次男）

環境衛生課長、河島君。

○環境衛生課長（河島一昭）

殿井議員さんの質問にお答えします。

目立ったトラブルはございません。ただ、月に2回集めるというふうに回数を増やしましたので、家庭から出る量は若干増える様子になっております。そしてまあ、今の農業資材とか、それから、たいへん長いプラスチック系のごみ

が出ております。そういったときにどうするのかとか、塩ビ系のプラスチックをどうするんかというふうな問い合わせがたくさんありますので、今、環境衛生課の方では、今のところですけども、1,000項目ぐらいになると思うのですが、ごみをいちいちどういうふうに分けるんかという、私ども仮称「ごみ辞典」と言っているんですけども、そんなもんもつくっていいこうやないかということで準備しております。これは20年度ぐらいに各家庭か、まあその経費にもよるんですけども、まあ一応作成していきたいというようなことを考えています。

以上です。

○議長（亀井次男）

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

たいへん難しい問題があると思いますけども、まあ今まで何年やってきて、この傾向から脱皮できなかつた。今後3年間で行政局長の言われる脱皮するっていう明言なんですけども、これもたいへん厳しい問題があると思います。まず行政局長だけじゃなしにね、清水全体の議員とか住民とか、また有田川町全体の住民のね、協力があってこそできるもんと思いますので、大きなスパンで考えていただきまして、町全体また清水全体、金屋全体、皆応援しあって、明恵峡温泉、この3つの温泉を何らか黒字にする云々よりか、まず赤字を減らす、そういう方向でまあ努力してもらいたいと思います。もう答弁は結構です。

それと廃プラの問題なんですけども、まず4月に入札行いまして、前年度と今年度入札した後と、どれぐらいのプラスアルファが生まれるか、具体的に結構なんです、ちょっとそれだけ聞かせてもらったら後の何は結構なんで、よろしく願いしときます。

○議長（亀井次男）

環境衛生課長、河島君。

○環境衛生課長（河島一昭）

ご質問にお答えします。

プラスチックの収集業務です、その委託状況ですが、平成18年度につきましては、合計2,142万8,400円でございます。で、入札の結果、同じ地域を1,332万6,600円で委託することができたということで、都合810万1,800円の減額でございました。

以上です。

○議長（亀井次男）

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

最後に、そういう成果をあげられているので、今後のまた町長としての方針も一言だけお聞きしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

温泉についてはですね、行政局長も3年間で黒字にするんやという頑張る気持ちを持って、なかなか困難が伴うと思いますけども、やっぱり議員おっしゃるとおり、町全体の問題として今度はとらえていただけるように、できるだけ赤字を出さない施設に変えられるように頑張っていきたいなと思います。

プラスチックも、ご案内のとおり入札によって、まあ若干回収の日にちが増えたんですけども、1,000万から安くあがったということで、今後そういうことで資源ごみについても、いろんな方向で改革できるところは積極的に取り組んでいきたいと思っています。

○議長（亀井次男）

以上で殿井君の一般質問を終わります。

…………… 通告順6番 8番（岡 省吾） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、8番、岡省吾君の一般質問を許可します。

○8番（岡 省吾）

ただいま、議長より発言の許可を得ましたので、通告順に従いまして、これより8番議員、一般質問を始めさせていただきます。

今回、私は町民の相談に対しての配慮と題して、そして「頑張る地方応援プログラム」への取り組みについてということで質問いたします。

それでは、始めます。

近年、個人情報の漏えい、プライバシーの侵害が大きな問題としてとらまえられております。とりわけ、個人情報が売り買いされ悪用されるケース、例えば一向に被害者が後を絶たないオレオレ詐欺、振り込み詐欺等、その1つであり社会問題となっております。

そのような情勢を踏まえて、国は個人情報保護法を制定し、個人情報・プライバシー保護に努め、今では、毎年新聞紙上で掲載され恒例化していた高額納税者の氏名発表についても、好ましくないとして控えられるようになりました。行政としても、もちろん個人情報保護について、これを遵守する立場にあることは言うまでもないことでもあります。

役場には連日、多くの住民の方々がお越しになり、様々な用事や相談に職員が対応しております。特に納税時期には相談者が非常に多く、また最近では報道等で連日騒がれております年金の相談、税源移譲で税率が変わったことによる町県民税の相談等、極めて混雑する日も多いのではないのでしょうか。

吉備庁舎1階には、人権推進室に隣接し3室の相談室を設けておりますが、ここが空いているにも関わらず、そのような住民の様々な相談をロビーで受けている職員の姿をたびたび目にいたします。混雑するときには、電卓を片手に税務の相談を受けているその傍らで、日常の生活や福祉支援等の相談を受けているというようなことはないのでしょうか。相談場所については、住民に了解を得てロビーで対応していることと思っておりますが、相談の多くは非常にデリケートで、相談場所を了承しているとはいえ、他人に聞かれない方もおられることと思っております。職員が相談の内容を自ら判断して、この問題は個室で聞いた方がいいとか、この相談はロビーでも問題ないだろうということ判断はしてないと思っておりますが、相談の内容はどうであれ、万人が集うロビーでの対応は、どう見ても個人情報・プライバシー保護の観点から配慮に欠けていると思えます。限られたスペースで新たに相談室を設けることは困難ではありますが、少なくとも空いている相談室をフルに活用することは当然であると思えますし、混雑時、相談室をフルに活用しても足りない場合の対応についても考えなければならないと思っておりますが、町長の見解と今後の対応について伺います。

続きまして、「頑張る地方応援プログラム」への取り組みについて質問いたします。

国は、今年度より約3,000億円の予算で「頑張る地方応援プログラム」として、やる気ある地方に交付税による支援措置を講ずるとしております。この目的は、地方が独自の施策を提案し、魅力ある地方の創生に取り組む地方公共団体を支援するというものであり、認定されれば、1市町村につき単年度3,000万円程度、これを最大3年間措置され、財政難の折、地方にとって非常にありがたい施策の1つであります。

当町は言うまでもなく、有田川の清流の恩恵を受け、自然あふれる四季折々のすばらしい景色、いにしえより受け継がれてきた貴重な民俗文化や伝統、町はもちろん民間のNPOも取り組まれている地球に優しいエコロジーの実践等、他の地域に負けないすばらしい町であります。しかし、これらの宝を世に誇れるまで、また観光に繋げるにもまだまだ整備や保全が必要であり、その対応が急務であります。

そこに「頑張る地方応援プログラム」の施策は、町にとって格好の事業であります。町といたしましても既に手をあげ、第1次募集に計画を提出し、ホームページ上でも公開しております。ホームページを見ますと、有田川長期

総合計画をもとに、かなり多くの項目にわたって国の方にプロジェクト案を提出しているようであります。多くのプロジェクト案の中でも、その中から精査し、事業概要についてもこれからさらに細かく詰められ、事業化に向け取り組まれることと思いますが、実のある事業につなげられるよう期待をしております。

また、紀の国森づくり基金活用事業も、この6月18日より募集が始まったようであります。この事業ともうまくからみあわせながら取り組まれないと思いますが、今後の展開について町長のご意見をお伺いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

岡議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

もちろん、個人情報保護というのは、これは非常にこう大事なことでありまして、特にこういった公共関係については、特にこれから必要性が求められるところでありまして。当町の役場にもですね、たくさんの方がご相談にお見えになります。その中で、担当課にもこの間聞いたんですけども、「ここでよろしいですか」ということでまずお聞きをしてですね、「もう、ここで結構です」という方についてはロビーで対応をさせていただいて、そのほかの方については、別な部屋ですべて対応をしていると聞いてます。

いずれにしても今後ですね、そういった個人情報については、非常にこう大事なことでありますので、個人情報保護のためにもできるだけ多くの方々の相談については、そういった場所で今後やっていきたいなと思っています。

そういう場所がありますので、今までもそういった方々については、そういう場所で、わからないような場所で相談をさせていただいております。

それから「頑張る地方応援プログラム」、これ総務省の方から今年度発表されて、19年度については約2,900億ぐらいの予算が当てられています。まあ、頑張る地方については3年間に限って上限3,000万を支払う、応援をするというプログラムであります。

我が町もですね、もう既に、急を要した分もありまして、19年度中に出さなければいけない分については、この4つ、「生きがいのあるまちづくりプロジェクト」、それからこの内容はですね、山村森林づくり事業、営農支援事業、ベジフルストーリー開発支援事業、日本一山椒の里プロジェクト事業というのと、「快適なまちづくりプロジェクト」、これコミュニティバス等の運行事業、それから生活環境基盤整備事業、防災体制強化事業、それから「交流のあるまちづくりプロジェクト」ということで、地域コミュニティ事業、ふるさとづくり事

業と、それから「安らぎのあるまちづくりプロジェクト」ということで、4つをもう既に国の方に応募をしています。

ちょっと聞くところによりますと、このことについては、県内の市町村の応募についてはすべてオーケーだという内諾が来ているそうであります。また今、清水地区の方についても、そういうメニューを作成していると聞いています。それも今後また20年度に出せればですね、また追加で出していきたいと思っています。

以上です。

○議長（亀井次男）

8番、岡君。

○8番（岡 省吾）

再質問をさせていただきます。

町民の相談には十分な配慮をという点につきまして、この後、3番議員さんも同様の質問されるらしいので、ちょっともうあれですけども、まあ極力、空いている部屋があると言っていましたけども、これは人権室のどこを指しているのか、もしくは違う所があるんですか。

それと「頑張る地方応援プログラム」について、今、町長から細かい項目について、いろいろお話いただきましたけども、すべてこれ通ったからと言われましたけども、紀の国森づくり基金活用事業と重なるようなものもあるかと思うので、こっちの方も活用しながら、含めて取り組んでいただきたいと思います。

空いている部屋の件だけお願いします。

○議長（亀井次男）

住民課長、星田君。

○住民課長（星田仁志）

お答えいたします。

ただいまの空いている部屋と申しますのは、現在、人権室が設置されております奥の部屋に3部屋と言いますか、3カ所相談室がございますので、そこを利用するようにしております。

以上です。

○議長（亀井次男）

8番、岡君。

○8番（岡 省吾）

3カ所空いているのはわかっているんですけども、3カ所空いているのにロビーで相談されているという光景をよく見るので、そこらへんを今後考えていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

住民課長、星田君。

○住民課長（星田仁志）

お答えします。

住民課は現在、簡単な受付業務につきましては、カウンターごしに対応をしているわけでございます。説明に少し時間が必要な場合は、職員が出ていってロビーで対応をしております。ただ、おっしゃられる個人情報、プライバシー等に関する事とか、ほかの人に聞かれて不都合が生じる場合には、ただいま申しあげました人権室横にある相談室において対応するようにしております。

まあ今後も来庁者の相談等に関しましては、十分に配慮をしながら、もし相談室がいっぱいとか使われている場合は、空いている会議室等を利用していくように徹底していきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

以上で岡省吾君の一般質問を終わります。

…………… 通告順 7 番 5 番（東 武史） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、5 番、東武史君の一般質問を許可いたします。

○5 番（東 武史）

一般質問させていただきます。

1 点だけですが、町のマスコットキャラクターを公募して、観光にも活用すべきではないかということについて、一般質問させていただきます。

ここ最近、テレビでも取りざたされている「ゆるキャラ」という言葉があります。この「ゆるキャラ」という言葉については、ゆるいキャラクター、まあこれでもちょっとわかりにくいんですが、漫画家のみうらじゅんさんという方がこの言葉をつくっております。それは何なのかと言いますと、国や地方公共団体、その他の公共機関等がイベントや各種キャンペーンや村おこし、名産品の紹介などのような地域全般の PR などに使用する、特にここが問題なんです、「かわいい、やさしい、親しみやすい」ようなキャラクターのことを示すそうです。

例えば、国の人権擁護局の人権イメージキャラクターに、皆さん知っておられるかと思うんですが、「人KENまもる君」とか「人KENあゆみちゃん」というのがあります。これはまあ全国で活躍しております。更に、これには「世界をしあわせに」という歌までついております。

さて、和歌山県ではどうかと言いますと、和歌山県警察のシンボルマスコッ



ト「きしゅう君」、これは平成6年7月1日より活躍して、今ではおなじみのマスコットになっておりますが、この「きしゅう君」、現在では人気が出てきて、警察本部の方で、ぬいぐるみや携帯のストラップなどが売られているようです。直接、本部の方に問い合わせてみますと、「全国で警察関係のマスコットを集めている学生さんが買いに来ました」とか、「遠い所やったら神奈川の方からも買いに来られました」とか、そういう話もあります。

また、県とNPO和歌山観光医療産業創造ネットワークとの協力によって、「紀州レンジャー」というのがありますが、これは環境保護活動や和歌山の産物の認知、地場産業の活性化を任務とした「紀の国戦隊紀州レンジャー」というんですが、現在、タイ、ウメ、クジラ、ミカン、タチウオ、スミ、ピーチ、メハリズシ、キンザンジミソの9レンジャーがイベントやテレビなどでも活躍しています。関連グッズにしましても、数多く売られておりまして、紀州レンジャー独自のホームページまでが存在しております。

更に、旧金屋町の折には「カーナ」ですね、平成4年に公募によって選ばれた「カーナ」というのがあるんですが、もう元金屋の議員さんらは周知やと思うんですが、こういうのが「カーナ」です。こういうのもありましたし、明恵温泉、明恵のふるさと館、そういう所でもパンフレット等に刷られてる明恵さんの、ちょっとイメージしたキャラクターの絵柄なんかもあります。

更に、清水の地域においてなんですけど、ぶどう山椒のPRに「山椒ブラザーズ」というのがあります。実は、こういうかわいらしい絵なんですけど、こういうのまで活用されて、今年からこの「山椒ブラザーズ」の一部——これメインキャラクターになるんですかね、これが山椒の出荷のダンボール箱にも印刷されて出荷されるようになったそうです。

そのようにキャラクターの存在というのは、上記で説明したようなキャラクター、「ゆるキャラ」が示すように、多くの人にその地域や特産品を親しみやすくする効果を十分に持っているものだと思います。

その中でも、今、全国的に人気キャラクターになっているのが、滋賀県彦根市にあります「ひこにゃん」というキャラクターです。これは、彦根市が彦根城築城400年祭、そのときのキャラクターとして考案したものでありますが、彦根藩主2代目の井伊直孝公を雷雨から守ったとされる猫をモデルに、2頭身で丸い体形にとぼけた表情です。それでいて井伊家のシンボリックな赤兜をかぶっておるキャラクターなんですけど、新聞なのでちょっと小さいんですけど、こんなような、もうちょっと大きく拡大してきたらよかったです。そういうキャラクターが今、人気を博しております。今、この関連グッズについても、全国的に飛ぶように売っております。その種類は100を越えております。インターネット上では、ファンサイト、この「ひこにゃん」を愛する人たちのフ

ファンサイトができていたり、商品が人気が出て仕方がなくって、オークションに出されているような、そんな人気ぶりです。また、イベントには全国からのファンが駆けつけておるそうです。

更に、和歌山県へ戻りまして、みなべ町の「びんちょうタン」、これはみなべ町の高速を降りたときに、梅の看板の「ようこそ、みなべ町へ」と書いたところに、ちょっとこれも小さくて申し訳けないんですが、少女アニメの漫画のところに、頭に炭が乗っているんです。こういうキャラクターが今、使われております。このキャラクターについては、森林組合のイメージキャラクターということなんですが、このいきさつはちょっと特殊なんですが、この漫画を、アニメを描かれた作者の方が備長炭のユーザーであったと。で、あるときに、その作者である方が、インターネット上で自分のオリジナルの、何かこう炭を利用したようなかわいらしい絵を描けへんかなと思って描いて載せてたらしいんです。そうするところ、そのアニメというか漫画がすごく人気が出まして、「あ、これはいけるかもしれない」ということで、まあお世話になっているということもあって、みなべ町の方にこういうキャラクターを使ってみませんかという、逆に問い合わせがあったそうです。それを了承しまして、現在では使われているそうなんですが、その後、更に人気が出まして、ただ1人のアニメキャラクターだったのが今度は漫画になりまして、更に漫画になった後どうなったかという、昨年ぐらいなんですがテレビ放送もされました。今は、DVD化となっておりますが、ゲームソフトなんかにも今、進出してるそうです。

まあそういう、ちょっと特殊な事例もございますが、内容を更に聞いてみますと、今はこの備長炭という漫画のアニメのイベントを起こすのに、東京や今噂になっている秋葉系という若者たちなんですが、そういう方々が、わざわざ関東の方からイベントに300人ぐらい集まってくると。そんだけの影響力を持っているものだと思います。

また、役場の方に直接いろいろ話を伺ってみますと、今アニメというのは世界的に有名になっておりまして、特に日本のアニメは世界では爆発的に人気が出ております。そういう事例もあってか、時折、海外の方が「このアニメのふるさとはどこですか」と訪ねてくるそうです。まあ、その数はそんなに多くないんですが、そういうこともあると聞いております。世界的にも日本のアニメがブームになる中で、アニメキャラクターがより多くの人々に受け入れやすく親しみやすい土壌が出来上がっているのではないのでしょうか。そうなれば、キャラクターそのものが町の広告塔となり、宣伝効果は計り知れないものがあるような気がします。

地域の知名度をより効果的に上げるとともに、観光振興にも大いに有効な手段になり得るのではないだろうか。いずれにしても、町のイメージキャラクタ

一があるのとないのとでは、使い方やキャラクターの質、親しみやすさの度合いにも左右されますが、町の認知度や集客効果に大きな影響があると思われませんが、町長の見解を伺います。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

東君の質問にお答えをしたいと思います。

「ゆるキャラ」のすばらしい点、本当にありがとうございます。

現在、この有田川町でも、旧金屋町で平成4年に全国公募して「カーナ」というキャラクターがあります。それと同時に旧清水町にも「山椒ブラザーズ」、存じ上げております。実は、この和歌山県で今、観光医療産業創造ネットワーク、NPOのつくっている「紀州レンジャー」というのがありまして、Tシャツにもなっています。私もそれ持っていて、東京の出張のとき、夏なんかクールビズのとき半そでを着ていくことがあります。ちなみにキャラクターの題はミカンであります、そのうちのミカン。有田市長さんもよくお出でですけども、まあこれはミカンとタチウオのTシャツを着て行っております。非常にキャラクターというのは、観光においても効果があると聞いております。

この7月にですね、実は有田川町の観光協会、これ1本になります。それで今後、観光協会とも相談をしながらですね、また町民の皆さん方とも相談をしながら、議員ご指摘の「ゆるキャラ」制作に向けてですね、検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（亀井次男）

5番、東君。

○5番（東 武史）

2回目の質問させてもらいます。

このことについては、前向きに検討していただけるということをお願いしておきます。

それと1点、先ほども出ました「山椒ブラザーズ」の件なんですけど、これは現在、山椒を振興するためであれば自由に使ってくださいよ、ということは受けているそうなんですけど、例えば関連グッズ販売であったり、まあストラップであったり、そういうものをつくるときの、どうも権利には含まれてないそうです。せっかく、こういうかわいいキャラクターがありますので、これをぜひとも、数をまあ、最初は限定してでもいいですので、一度この作者の方とも相談になって、まあ、あまりにも高い権利料とか言われたら、また別なんですけど、こういうのもどんどん使っていっていいんじゃないかなと。

旧金屋町で使われていた「カーナ」についても、これはもう地域の振興のために使ってくださいということではいただいているそうなので、これについても相談の上で、また何かのところで使えるのではないかなど。まず、小さなところからでも、こういうことができるというので手始めでやりやすいのではないかなと思うので、その点についてもう一度、特に「山椒ブラザーズ」について、どういうこの契約になっているのかとか、実際使えるのかどうか、そのへんをちょっと聞かせていただけたらうれしいです。

○議長（亀井次男）

産業課長、中島君。

○産業課長（中島詳裕）

お答えします。

今、東議員さんご指摘の「山椒ブラザーズ」は、旧清水町の時代にデザインの会社をお願いしてつくったものでございます。その使用権は誰にあるのかとか、著作権はという問題で、いろいろまあ、本来であれば、そういうものの一切の権利を発注者の町の方が取得してかけるのが本筋なんですけど、このときには経費とかいろいろな問題もございまして、双方紳士的に話し合う中でデザインをお願いしたという経緯がございまして、あくまでも山椒の知名度アップ、要するにネームバリューを高める中で使うということを前提にデザインの契約を結んでおりますので、そのことに関しては一切、デザインをされた方は異議を申しないと。ただ、たまたまかわいいキャラクターであるということとそれを先ほど言いましたようにストラップにするとか、山椒のような形をしておりますけども、山椒じゃない方向で動くということになれば、これはやっぱりデザインの著作権の侵害に該当するので、そのときには相談してくださいとなっています。ですので、関係は非常に良好な関係でございまして、使用目的に応じて十分協議はできると思います。

でまあ今回、先ほどお話がありましたように、JAありださんが山椒の箱に、それは多分「びっくり山椒」かなんかだと思っておりますが、一番メインキャラクターを1つ箱へ刷り込んでおります。このことに関しても先方にも伝えまして、ただJAありださんとしては、それをもって営利をするというふうには、行政がそれをもって普及活動というか、山椒のネームバリューを上げていくということとちょっと筋あい違いますので、「一度、JAありださんとしてデザイン会社と一回まあお話してくださいよ」という話で、まあ今の状況になったんだと思っております。ですので、使用用途によって今後もそういう関係で相談していけば、前向きに取り組んでくれるようにはなっております。

ただ、何べんも言うようですが、非常にこの著作権なりデザインの使用権というのは微妙な部分もございまして、当初契約のときに、きちっとそういうも

のを全部ひっくるめてこちらに所有しているということを明言できればよかったです。それができてなかったということは、ちょっと後の反省材料でございます。金額的なものもあったことも事実でございます。

○議長（亀井次男）

5番、東君。

○5番（東 武史）

最後に、もう答弁は結構なんです。使えるものはやっぱり徹底的に使うと、そういう姿勢で今後よろしくお願いいたします。

○議長（亀井次男）

以上で東武史君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 14時01分

再開 14時18分

~~~~~

…………… 通告順8番 1番（尾上武男） ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

続いて、1番、尾上武男君の一般質問を許可いたします。

○1番（尾上武男）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず第1点目に、藤並駅の改築でございます。

既に高架の仮設道路が完成し、6月1日より東側からの跨線橋の通行止めになりました。既にもう解体工事も始まっております。聞くところによりますと、東側からの乗降客に対して、朝7時より夕方7時20分までの間は障害者用のスロープを利用して対応すると聞いております。しかし、朝一番の5時半からの始発から7時までと、夕方7時から11時前までの間の東側からのお客さんはどうするのか、また、企業団地への通勤客や大阪方面への通勤客が多くあります。その人々がたいへん不便を感じると思います。また、買い物客や他の用事で早く帰れるつもりが遅くなった場合に、東側へ行くのに赤山踏切まで回らなければなりません。通学の子供たちや女性の方々はたいへん危険ではないかと思っております。先ほども申しあげましたように、仮設通路を利用できないものかお伺いします。

また、近々、本工事も始まると思っておりますが、乗客の安全、特に工事期間中はホームが狭くなると思っております。乗客の中には障害者の方もおられます。もし事

故が起こった場合に、たいへんな状態になるかと思います。安全対策をどうするのか、あわせてお伺いします。

次に、交流センターや水の公園の予算が当初予算に計上され、今議会では教育委員会から建設課に変更、施工されようとしております。先のきび会館での日興証券の勉強会の中でも、我が有田川町の財政面もたいへん厳しいと聞きました。このような財政の中で計画どおり進めていってよいものか、私は疑問に思うわけでございます。既に行っている下水道事業や藤並駅には多額の予算が必要であり、これはどうしても完成せねばならないと思います。ですから、辛抱できるものは辛抱していくべきではないでしょうか。

また、徳田にできる鉄道公園が既に工事も始まっておると聞いております。果たして完成した後の維持管理の面でたいへんな費用が要るのではないのでしょうか。地元へ委託するのか、町が管理するのか。また、電車を走らせるという計画も聞いております。そうすれば運転する資格のある人も雇わねばなりません。そうすれば費用も大きくかさんでくると思います。また、事故の面も考えられ、いろんなことを考えますと、このまま進めていくべきではない、進めていくと財政破綻に陥りかねないと思います。町長の考えをお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

尾上議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

跨線橋の撤去による東側からの対策ということでもありますけれども、このことについてはですね、もともと地区の住民の方々から、朝夕のラッシュ時にひとところからであればですね、非常に混雑するんで、「なんとかしてほしい」という要望がありまして、現在7時から7時20分までシルバーの方々に来ていただいて、この対応をしているところであります。東から西へわたる跨線橋については使えるようになると思います。

（「7時から7時までやったら使えるけど、その間は使えやんのや」と尾上議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

とにかく、このことについてはですね、とにかく混雑するので、混雑時だけ何とかしてほしいという要望がありまして、ほいでまあ7時から7時20分までの朝夕ラッシュ時のときはご迷惑かけたらいけないということで、シルバーの方へお願いをして、東からも改札できるように処置をとっているところであります。

それと工事期間中のホームの安全対策ということでございます。

駅舎工事、ホームの段差等のですね、工事に伴う作業ヤードと申しますか、確保のために既存のホームが少し狭くなっていますので、注意看板を設置するとともに、特にラッシュ時間帯の特急通過時には、駅員に加えガードマンをホームに配置するなどの安全対策をお願いをしております。

それから、地域交流センターの件でありますけれども、これは厳しい財政環境の中でありますけれども進めていくのか、また完成後の維持管理をどのように対応するのかという質問でございますけれども。ご指摘の施設については、推進して参りたいと考えています。都市再生整備計画、これまあご承知のとおり、まちづくり交付金事業のメインの事業でありますので、実施していきたいと考えています。町民の皆さんが気軽に憩える公園や交流センターなどの公共サービス施設が不足していること、事業区内の歩道等の整備が十分でなく、通勤通学の時間帯には危険な状況にあるため、藤並駅・鉄道公園をつなぐ歩道・自転車専用道路の整備など安全な通学道路の確保、地域の生活環境の向上、交通機関の改善に大きく寄与されると思っています。

また、尾上議員おっしゃった、汽車を走らせる計画をしてるん違うんかということでもありますけれども、これは、町でそういう計画は一切していません。ただ、あそこに鉄道保存会、これは京都の歯医者さんが全国の会長さんだそうですけれども、この方々がぜひ鉄道を、ほん一部の区間ですけども、「胴体保存してしますので走らせてほしい」という要望は聞いたことがありますけれども、町独自で鉄道を走らせるとか、そういう計画は一つも立てておりません。ただ、交流センターその他についても、公園についてもですね、非常にこう厳しい財政難の折、できるだけコストを削減できるように、また完成後の維持管理については関係各課で協議を行いですね、できるだけまあ地元の人にもボランティアで参加をしていただいて、できるだけ維持管理については経費をかけないように行いたいと思います。

地域交流センターについては、教育委員会で恐らく管理をするようになると思います。

○議長（亀井次男）

1 番、尾上君。

○1 番（尾上武男）

藤並駅の件でございますけれども、私は、7時から夕方7時までの間はそういう対応でいいと思うんですけども、それ以前の始発から7時までの間と7時から夜の11時前、最終が11時前になると思うんですけども、その間をどうするかという質問をさせていただいたんですけども、その回答がちょっとないと、それから、先日も藤並駅の近くの人にちょっとお伺いしに行ったんですけども、谷池から流れてくる水が、佐々木の駐車場の端を通過してJRの下をく

ぐって、ふけの川へ流れるということを聞きました。それは前後は改修してるんですけども、JRの下だけはまだ50センチぐらいの土管だけで、大雨でも降ればあの辺が、水がこう氾濫すると地元では聞いたんですけども、この藤並駅の改修の事業の中で、そういうのができないかどうか、あわせてお伺いします。

それと、地域交流センターと水の公園ですけども、やはり大きな金額になると思うんです。これが果たして、有田川の財政負担になって債権に陥るといようなことがないとは言いきれませんので、やっぱり債権団体になれば町民が一番被害を被るんで、十分検討していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

藤並駅の問題ですけども、これは駅員がですね、7時から7時20分までいてる間に限って混雑を防ぐために設置してほしいという要望でありましたので、まあ若干、これは駅をつくるためにですね、町民の皆さん方にご不便をかける点があるかわかりませんが、まあ万全でないにせよ、駅員のいてる時間帯にはシルバーさんもいててもらうということで、ご協力をお願いするところであります。

それから地域交流センター、これはこの事業のメインであります。議員おっしゃるとおり、決して大きなものにならないように、できるだけ建設の費用が削減できるように、今後努力をしていきたいと思っています。

それから、JRの下をくぐってる土管については、いっぺん今後検討をさせていただきます。

○議長（亀井次男）

1番、尾上君。

○1番（尾上武男）

今、その藤並駅の件ですけども、7時だったら駅員がおるといんですけども、もうなくなったら、こちら開けといても別に支障ないんちゃうかなと思っうんですけども、そういう面でいかんのかどうか、再度お伺いします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

開けとけばですね、無人で開ければ、安全上どうしても危険だというJRの判断で閉めさせていただいております。無人のところを開ければ、非常に危険な状態が起こるとい判断の中で閉めさせていただいております。



○議長（亀井次男）

以上で尾上君の一般質問を終わります。

…………… 通告順 9 番 17 番（坂上東洋士） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、17番、坂上東洋士君の一般質問を許可いたします。

○17番（坂上東洋士）

それでは、議長の許可を得ましたので、17番議員、一般質問を行いたいと思います。

私は、まず初めに、シカと、いわゆるカモシカ、それからニホンジカでございますが、その農林業の育成に当たって、中山間地域でこのごろ特にまあ被害が出ている現状についてお話を申し上げ、今後の対応策についてご検討を賜りたく、ここにご質問をいたすものでございますので、町長並びに担当課長のご答弁をお願いするものでございます。

先般、議会が開会されました後、清水に在住する方から電話がございまして、杉やヒノキの植林をなした後、シカや、先ほども申し上げました天然記念物であるカモシカ等による被害があちこちで見受けられ、せっかく苗を植栽しても、その苗を食べられてしまう、そういうことございまして、林業という長いサイクルでしか収益が上がらないところに、このようなありきまでは、新人の育成に携わるものとして意欲をそがれる結果となり、何らかの対応策を行政当局の方で考えていただきたいということでございます。

ちなみにお話を伺いますと、現在、山林の木を伐採した後、植林をするコストということになりますと、苗木が1本60円から70円するそうでございます。1町歩当たり約4,500本ぐらい植えるそうでございます。これだけでも数えますと30万円程度の費用がかかることになりまして、また苗木を持ち上げる費用についても、山林のその場所によっては費用が違うわけでございますけれども、苗を植える前には地ごしらえもしなくてはいけなく、これもまあ1町歩に20人から30人の延べ人数が要るとのことです。2年前でありますと、1日に1人が植栽する本数は、200本から250本程度と伺ってございますが、そうしましたら、日当がまあ1万5,000円から2万円と踏んでも、概ねこれだけでも100万円ほどかかるそうでございます。そうした費用をかけて植林をした後、草食動物であるシカやカモシカに食べられる現状は、旧清水町だけに限らず、あちこちで見受けられることかと思うのでございます。

天然記念物であるカモシカ等は、昔はクマザサの生い茂る上湯川区や室川地区だけであったのが、今では清水の周辺まで降りてくるようになり、生石山地

域でもいっぱい繁殖をして数が増えているようでございます。その生殖分布が現在広がってきておるのでございます。杉やヒノキの皮を食われるやら、その被害は今や甚大であるとのことでございます。したがって、上級官庁にも現状を訴え、何らかの対応策をご検討してもらいたいとお話でございました。

林業家にとりましては、動物愛護と種の保存ということで、天然記念物であるカモシカ等は現在においても雌は狩猟ができないのでありまして、有害駆除もございますが、そのようなことだけでは、焼け石に水だと申されておりました。そういう意味合いにおきまして、県当局や国に対して、何らかのアクションをかけるべく、早急な対策をつくっていただくよう、ご検討をいただきたいのでございます。人間の生活が大事なのか、動物の種の保存が大事なのか、という切実なる思いを打ち明けられたのでございます。どうか、町当局におかれましては、現状の分析と今後の取組について、ご研究やご検討を切に乞い願うものでございます。

次に私は、新聞にも掲載をされました、先年、清水地区で発生をいたしました民家の火災があり、消化栓の不備から被害が大きくなったとの理由で提訴をされております一件について、民事裁判とは申せ、負ければ後でどのようなことになってくるのか、町にとりましてもたいへん重大な問題でありますので、この際、現状はどのような運びになっているのかをお伺いいたすものでございます。どうか、裁判のことでございますので、いろいろと難しい点もあろうかと思いますが、事実のみについて、お聞かせを承りたいと思うのでございます。これはどうしてもやはり、町民等しく今の現状を聞きたいと思ってございますので、どうかよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

次に私は、かなや明恵峡温泉について、先ほども数名の同僚議員からもお話がございましたけれども、ご見解を承りたいと思うのでございます。と申しますのは、先般、私も町職員を務めた経緯がございまして、OBで組織する年金者連盟有田郡支部主催の1泊2日の総会を兼ねての親睦旅行に先般連れて行っていただきました。その折の車中におけるお話の中で、しみず温泉や二川の白馬温泉等々は、現在65歳以上の方の入浴料を既定の半額にしております。そういうことでございますので、先ほどからいろいろと、町負担から持ち出しが一千何百万等々でございますが、私はまあ、商売をしておる1人でございますので、それは燃料費は要るのでございますが、10人入るのも100人入るのも一緒でございまして、そういう意味からいたしますと、そして人数を来ていただき賑わいを取るということの中で、人が何せ来る所へ寄ってくるんでございまして、店屋でも飲み屋でも一緒でございまして、いわゆるそのはやらない所へ足を運ばないのでございます。こういう意味合いにおきまして、どうか今後、その半額等々が町民の要望でもあったようでございますので、十分善処で

きるように、一度ご検討を賜りたいと思うのでございます。

次には、先般、一般質問でもご要望いたしました成人式のあり方について、その後どのような結果になったのかをお聞きするのでございますので、これまたよろしくご答弁を承りたいと思うのでございます。

次に、二川ダムに堆積しております砂利採取について、その後どのような取り組みが現在までなされておるのかを質するものでございますので、これまた正直にお答えをいただくよう、お願いを申し上げる次第でございます。私は、このような財政難の折、若者等の雇用とお金儲けについて、長い時間が結論までにかかろうとも研究するに値する課題であると認識をいたしておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

以上、5点にわたり質問をさせていただきましたので、町長を初め関係者の誠意あるご答弁を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

坂上議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

シカの被害の対策要望についてであります。

平成16年の集計ですけれども、全国で鳥獣害による被害は7,400ヘクタール余りあり、そのうちシカが5割強、3,850ヘクタールがシカの食害だと言われております。こうしたことを含めまして、国の方では今年度より雌ジカ、今まで猟期であっても雌ジカは撃てなかったわけですが、今年度より雌ジカを捕獲しても猟期期間中はいいということになってます。

本町でも昨年1年間で、もちろん有害駆除の期間も含めて229頭の捕獲が報告をされております。対策としましては、この有害期間をできるだけ増やすとともに、猟友会の皆さん方にも捕獲をお願いをして个体数を減らすことと、現在実施しています町単独の捕獲補償金、これも継続をしていきたいと考えております。

また、議員おっしゃるとおり、山の植栽については、非常にこう広大な面積でありますので、個人負担とか町の負担ということには非常にこう難しい面があります。これには造林事業の中に病虫害防護ネットの設置事業というのがありますので、今後こういう事業の普及にもできるだけ努めてまいりたいと思います。

それから、訴訟の件であります。

これ現在のところ、報告をさせていただきますと、平成17年10月の7日、合併前の清水町において火災が発生し、建物が全焼して、一部周辺の建物が類

焼した件で、火災発生後、初期消火活動に手間取り、被害が拡大した原因は、消火活動に当たろうとした消化栓が正常に機能しなかったことにあり、町が果たすべき管理義務を果たしていなかったことは公の営造物の管理瑕疵<sup>かし</sup>に当たるということで、国家賠償法第2条第1項による損害賠償426万7,600円の支払いを求める訴えを、原告津本良一氏から継承する有田川町に対し、平成18年12月21日、和歌山地方裁判所に提訴され、現在係争中であります。

民事訴訟におきましては、当事者が法廷の場でそれぞれ自分の主張を述べ合うことによる口頭弁論という方法がとられ、また口頭弁論の準備にとどまる段階の弁論準備手続きも今、行われています。その後、当事者同士の主張が終了した時点で裁判での争点が整理され、当事者それぞれ主張に対する証拠調べが行われ判決が下される、という流れで現在進んでいます。

今回の事件につきましては、現在、口頭弁論や弁論準備手続きの段階でございまして、第1回口頭弁論期日が平成19年2月22日、第2回期日が4月10日に、第3回期日は今、弁論準備手続きでございすけれども、6月8日に行われました。

以上が本件に関する現在の状況であります。

この件につきましては、詳しいことについて現在係争中であり、訴訟に関わる要件事実、事実認定などにつきましては、司法の場において今後明らかにしていきたいと考えております。

それから、明恵峡温泉の65歳以上の老人について、半額にしてはどうかという件でありますけれども。実は、この清水地区の開発公社の温泉の半額にした経緯につきましては、夏の間は非常にお客さんが多い、それに比べて冬の間はほとんど来てくれないんだという中でですね、議員ご指摘のとおり、せっかく沸かしてるんだから半額にして来てもらうたらどうかということの中でですね、半額というものを提唱させていただいて、また宿泊プランについても今、送り迎えつきの非常に安いメニューをつくっていただいております。まあこの宿泊についても、高石市、これ姉妹都市でありますけれども、この方々も何名か既にこれを利用してお出でいただいたと聞いています。

ただ、明恵峡温泉については、季節的な増減がない中でですね、非常にこう赤字を抱えているという現状でございまして、今のところ半額にする予定はないんですけれども、先ほど森本議員さんの答弁にもさせていただいたように、1年間推移を見て、全然改善がなされないのであれば、民間委託かですね、あるいは入浴料をほん安く抑えて、本当に町民の方々に自由に行っていただくような施設も今後考えていきたいと思っています。

それからこの前、去年の6月議会でも議員にご質問いただいた二川ダムの上流の砂利採取でありますけれども。これはやっぱり県の河川でありまして、や

っぱり作業における濁りという問題とか、あるいはですね、県がこれを建設した時点でですね、このことについては再三県には要望をいたしております。県の考えとしては、このダムをつくったとき、100年間で埋まるという計算の中であつてついているんやと。若干そのスピードは早いけど、現在でもそれは想定範囲内やという返事しかいただいていません。ほいでまあ非常にこう砂利とか砂、非常にこう貴重な財産がたくさんあるということもわかってますので、今後ですね、そこらへん何とか第3セクターなり、いろんな方法で少しでも取れないかということ、今後の検討課題にさせていただきたいと思ひます。

それから、成人式の件でありますけれども、これも議員に去年ご指摘をいただいて、朝の10時から始めるのについては、非常に清水地区は時間もかかるし、また当日、特に女の子は非常に着物も着てセットに行かんなん時間要るんやということで、ご質問をいただきました。まあそれを受けまして、清水で開催するということについては今後の課題といたしまして、今回は12時から金屋の文化保健センターで行うということで決定をしております。それでご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（亀井次男）

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

坂上議員さんにお答えをいたします。

ただいま、町長から答弁ありましたように、この成人式につきましては、男女を問わず非常に今、早朝から準備にかかるわけでございます。関係各団体と申しますと、青年団と、各後で行事をしていただく団体もございまして、そういう団体、あるいは聴き取り調査もいたしました。そういう結果、教育委員会の決定を受けまして、12時からの開催とさせていただきます。

現在、有田川町のホームページにこれを記載させていただいております。そしてまた、8月号に町の広報に載せたいと、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（亀井次男）

17番、坂上君。

○17番（坂上東洋士）

シカへのいわゆる被害でございますが、カモシカは天然記念物でございます、たいへん増えているようでございます。そういう意味におきまして、この天然記念物の種の保存ということがかかってくるんで、これは国・林野庁等々そういう所の、まあ狩猟の関係の法規を直していただかんと、捕ったら懲罰を食らうことでございますので。まあ全国的にもたいへん今、熊が山から出て

くるのが、あちこちに出てくるということも、いわゆる飯を食えないからこちらの方に出てくるというふうになっておるんだと思いますので、そういう意味合いにおきましても、この問題は1町で済まされる問題ではございませんで、やっばし県・国へ陳情とか、まあ訴え続けていくと。全国ネットワークでそういう中山間地域の皆さん方は、農家の被害もこれも大変でございまして、うちのお米をつくってもらっておる農家の方も田んぼが家の後ろ方がの山手でございまして、「今回も東洋士さん、シカに稲を食われて困ったもんでよ」とそういうことでございます。

そういうことでございますので、シカは今言うたように、ニホンジカにつきましても、本年から狩猟を許可してやろうということであるようでございますけれども、どうかカモシカは天然記念物であると申せ、現在やっばしたいへん繁殖をしておるようでございますので、これまたひとつ上級官庁に向かって声を大にさせていただきたいということだけお願いを申し上げておきたいと思いません。

次に、訴訟の件については現状報告、確かに事実のみをご報告をいただきましたことに対しまして、感謝を申し上げる次第でございます。

ただ、私はたいへん心配を申し上げるのは、敗訴したときに、この問題いかに大きな問題になってくるかということが想像されるわけでございますで、類焼された方々は、もし町に責任があるということになれば、これまた必ず提訴されるのでございます。

私たちは、清水の町で育っておる者でございまして、出火当日もたいへんなことになりまして、私も飛んでいったわけでございます。息子もちょうど消防活動に従事したわけでございますが。聞くところによりますと、これはまあ私個人の話でございますので、どうこうということではございませんが、私ははっきりと申し上げますが。そこの端に住む人が、まあ類焼を受けた、ここにも前勢同僚議員でございますが、前々から漏電でパチパチ鳴らして、「早いことお前直しとかなあかんぞ」こういうお話を十分しとったにも関わらず、そういうことが原因で起こったことを、今度は逆にですね、私の責任どころか、町がそういう初期初動の中で、消化栓の不都合からこんなにして大きくなったんやと。これ我々から言えば、本末転倒の話でございまして、どうしてもそういう証人尋問等々の、弁護士との間であればですね、地域の皆さん方にどうしても手伝わってもらわなければ、この問題勝てないと私は思うんでございます。そういう意味におきましても、私はこの提訴事件については、旧清水町民また地域の皆さん方のご協力、ましてや前勢同僚議員も前々言うておりますけれども、「わたしたちもそんなこと今まで心配しとったんや」と、こういうことでございますので、十分そういう点でご留意をなされ、必ず敗訴しないように頑張ってください。

ということをお願い申し上げておきたいと思えます。

明恵峡は、わかりました。これはまあ、車中の中でのお話でございまして、もろもろの条件がございまして、いたし方ないと思うんですが、先ほども言いましたとおり、湯は1人おってでも100人おってでも入れなきゃならんのでございまして、なんせ多く来てもうて、薄利多売が商売のコツでございまして、そういう意味合いにおきましてお話を申し上げたのでございまして、今後まあそういう機会があれば、十分に町民の福祉向上にもつながることですので、どうかよろしくをお願い申し上げます。

次に、成人式の時間設定は、たいへんありがとうございます。私は、清水という地域で住んでおるわけでもございまして、話を聞いたときに、できるなら時間をちょっと遅くしてもうたら、先般も言わせてもらいましたけど、女の方の95%はいわゆる和服でございまして、そういう意味合いから、「何とか東洋士さん、そういう美容業、理髪業に携わっている方は、朝が混雑してもう、そんなときに雪でも降られて、もしものことがあったら」ということのお話があったことから、そういうご相談を申し上げたことでもございまして、この点について、そういうふうにしていただいたことに対して感謝を申し上げる次第でございます。

砂利採取は、先ほども町長言われましたとおり、やはり今この財政難、こういう中で、やはり、このことをして、ほいや金や儲かるのかどうかということ僕わからんです。そういう研究を今からやっぱり積み重ねていって、若い方たちが雇用でまた働ける場所がある。本当に田舎の、先ほども言いましたが、公共事業、まあ一般的に土木建設業に従事する、僕とこの若い2人の息子も普通のときはそういうところへ従事しているのでございまして、そういう意味からしても何とかまあ、そういう働く場所を求めておるわけでもございまして、十分この問題については長期的な視野に立って、どうか企画行政担当で十分なご相談をされ、金が儲かるのであれば早急にまた、漁協の問題あることは十分承知しています。しかしながら、何せ黙っとったんでは金は儲かりませんので、どうかひとつよろしくようお願い申し上げます。答えはもう結構でございます。

ありがとうございました。

○議長（亀井次男）

以上で坂上君の一般質問を終わります。

…………… 通告順10番 3番（堀江眞智子） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、3番、堀江眞智子君の一般質問を許可いたします。

○3番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは、子育て支援の取り組みについて、お伺いをいたします。

できるだけゆっくりとしゃべらせていただきますので、答弁の方もゆっくりとお願いしたいと思います。

まず、妊婦検診の公的補助の早期実現について質問をさせていただきます。

今年度から和歌山県におきましても、第3子以上の妊娠について妊婦検診の費用を助成することが決定され、実現されることとなりました。もちろん、県は決定したとしながら全額を補助するというのではなく、市町村も2分の1を持ち出さなくてはならず、財源の確保には努力をしなければならぬと考えますが、このことは少子化に歯止めをかける、まず一つのできることでと私は思います。この有田川町でも早い対応を求めたいと思います。

この有田川町において、助成内容や申請の方法をいつ一般的に知らせるのか、まずお聞きしたいと思います。そしてまた、今年度の予算は、何人と見てどのくらいとの予算を立てているのか、お聞きをいたします。

そして、私はこの県の制度であります、立てかえ払いとなっておりますので、窓口負担をなくすことや、町の独自で第1子から始めることなどをお願いしたいと思います。

そして次に、保育時間と子供たちのお迎えまでの態勢についてお聞きをしたいと思います。

先日、お母さんのかわりに孫のお迎えに行ったおじいちゃんから、このようなお話をお聞きしました。「保育所では子供たちがかばんを持ち、各部屋の前でみんな並んで座ってお迎えを待っている。少しでも遅れたら、子供が長いこと座ってよそのお母さんがお迎えにくるのを横目に見ながら、うちのお母さん遅いなあとでも思いながら待っているのは、ほんまにかわいそうや」というお話でした。これは、私の3人の子供が保育所に通っていたときからもそうでしたから、長い間の慣習となっているのでしょうか。また、お迎えの時間も長い間変化なく3時30分となっているため、その時間帯にはお迎えの車で狭い道がいっぱいになる保育所もあるのです。延長保育を特別とするのではなく、5時までを一般的とし、早く迎えに来たいという方は、その人を対象に時間を決めるなどの心配りをするときが来ているのではないかと考えます。長く仕事をする人ほど遅くまで預かってもらい申し訳ないという思いでお迎えをしなくてはならないというのは、子育て支援という言葉とは全く遠くかけ離れているとは思いませんか。町長の考えをお聞きいたします。

また、保育時間については、私立ではやっているのに、日曜保育はするのに土曜日の午後はしてくれないのかななどの意見もあるので、そのことについても



検討をお願いしたいと思います。

そして3番目に、現在利用できる保育サービスの周知徹底についてお伺いをいたします。

今年の4月から藤並保育所において、新しい保育のサービスが始まりました。このことについて、若いお母さんだけでなく誰もが知ることにより、この制度を知り、利用できることにつながるのではないかと私は考えます。お知らせのポスターやわかりやすいチラシを広報だけではなく、オークワや松源、ヒロオカ、そのほか日用品店や商工会などへ加入している商店や町の至るところをお願いをして、目にとまるようにすることが大切なのではないかと思いますが、このことについては町長はどうお考えですか。

また、子育て相談の時間帯が平日の一定時間などであると、仕事があり相談するのが無理だと考えている方もおり、土曜日の午後や日曜日、また夜でも相談にのれるような態勢をつくる必要があるのではないかと考えます。そのことについても町長はどうお考えか、答弁をお願いいたします。

次に、プライバシーの保てる相談室の設置について質問をさせていただきます。このことについては、岡議員も質問されていまして、重複するようなところもあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

私は、相談者が話をしやすいよう、声が外に漏れない、そして顔が見えないよう個別の相談室の設置を早急に対応することを求めたいと思います。場所がないからというのではなく、やはり何とかしなければならないのではないかと思います。町では月1回、心配事相談の日を決定し、これを農電放送しておりますね。農電を引いている所は限られているので、いつでも簡単に相談を受け付けてもらえるような態勢をとることが大切だと考えます。この相談だとどこへ回せばいいとか、そのような受付場所やこの宣伝などを広報で毎回取り上げることが大切ではないかと思います。「いつでも困ったことがあれば来てください、何でも受け付けます」というそんな対応を、やさしい対応を心がけていただきたいと思います。

また、多重債務などに陥った人には、生活再建のために必要な行政サービスの情報提供や税金の支払いの分割や延期の相談など、今でも受け付けていただいているとは思いますが、きめ細やかに様々な方法を親身になって考えてあげられる態勢と、そのための相談室ということを認識していただいて、つくっていただきたい。そのように思います。町長の考えをお聞きしたいと思います。

そして最後に、小中学校の用務員の配置についてお聞きいたします。

清水地区では、用務員・校務員の配置がどちらもされていない小中学校が何校あります。どんな小さな学校でも子供たちがいるのですから、交付税算定のひとつとなっているのではないかと思われますが、その点について町長、教育

長の認識、対応をどのようにするのか、簡単にお伺いしたいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

堀江議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、子育て支援の取り組みについて、妊婦検診の公的補助の早期実現についてというご質問でありますけれども。

県では今、紀州3人子施策ということで、育児支援第3子以上にかかる妊婦健康検査費助成事業、一般不妊治療費助成事業の3事業を少子高齢化新規事業として、本年度から実施することになってます。

妊婦検診の公的補助事業については、第3子以上の妊婦について、妊婦検診の費用を助成することで少子化社会の中で積極的に第3子以上を産み育てようとする世代の経済的な負担を軽減し、安心して子供を産み育てることができるような環境づくりを形成するためのものであります。対象者は、ご承知のとおり、母子手帳の交付を受けた際に、同一の世帯において第3子以上となる子を妊娠している方で、助成金の上限は8万1,000円で、妊婦が医療機関等で支払った額を償還払いとするものであります。なお、事業は4月にさかのぼり実施されます。費用については、県が2分の1、町が2分の1の負担となっております。これまあ、いずれにしても9月補正の予算措置の後になると思います。今後についてはですね、もう少し、1子・2子もやれということでありませけれども、ほかの市町村とも検討しながら考えていきたいと思っています。

それから、保育所の迎えのことですけれども、通常保育は3時30分まで一時保育を行っています。その時間帯からですね、徐々に子供たちが帰っていくわけでありまして、5時ぐらいの時間帯までは、ほぼ全員態勢で見守っています。5時を過ぎてからになりますと、子供たちも帰っていきますので、少ない保育所では2人態勢で今見させていただいております。また、当番制をとっている保育所もあります。子供の数に関わらず、保護者の方に預けるまで安全対策をとっておるつもりであります。

保育所のお迎え時については、外で待ってたというご指摘がありまして、町内の保育所を聴き取り調査をしました。2カ所の保育所で、教室の外で保護者の迎えを待つことがあると聞きました。迎えの保護者にしてみれば、早く迎えに行かなければという、本当にあせった印象を持たれると思いますので、各保育所の所長には、今後そういうことが絶対ないように、教室内で迎えが来るまで待つ態勢を整えよということで、既に2つの保育所の所長さんには命じております。それで今後そういったことで、ずっと外で待つということが恐らくな

いと思います。またそういうことがあればですね、言っていただいたら早急に対応させていただいて、安心して迎えに、あせらず迎えに来てもらえるような態勢づくりを続けてまいりたいと思います。

それから、プライバシーの保てる相談室……

(「保育サービスの周知徹底。藤並保育所で新しくサービスを始めたことの周知……」と堀江議員、呼ぶ)

○町長(中山正隆)

はい。保育所の体制の周知徹底については、今、子育て支援センターとかいろんなところもできていますので、いろんな各保育所でやってる時間外保育とか祝祭日保育、あるいはシルバーも今回また夜間保育、もちろん藤並小学校もやるようで……。藤並もやるのか、夜間保育は。——藤並も7時まで見えますし、シルバーの方も夜間保育については協力をしてくれるようであります。

そういうことについても、できるだけ広報で、一般の父兄のみならず一般の方々にも周知していただけるような方法を今後とらせていただきたいと思います。

それから、プライバシーの件でありますけれども。個人情報保護というのは非常にこう近年ですね、重要な問題になってます。先ほどもご質問あったとおり、簡単なことであればロビーで、もちろん相談に来てくれた方にもお伺いをして、「ここで結構ですか」という話の中で、簡単に済むことであれば、「ここで結構です」とご了解いただいた方についてはロビーで相談をさせていただきますけれども、個人の非常に重要な相談であれば、先ほど課長がお答えをさせていただいたとおり、個室と言いますか、そこで十分対応できるということですので、個人情報が漏れないような方法で相談を十分お聞かせをいただきたいと思っています。

それから、清水地区の校務員の配置についてでありますけれども、すべての学校に配置するということは、非常にこう望ましいことでもありますけれども、現在の職員態勢の中で動員が非常に難しいと思っております。

交付税の中に算入されてるのと違うかという質問でありますけれども、校務員を配置できる交付税の算定基準というのがありまして、町内の学校の規模ではですね、正規に校務員を交付税算定で置けるという規模の学校は、有田川町の現在の規模ではありません。しかしながら、町としましても今、吉備中とか藤並小学校、これ安諦地区のいくつかの小学校まとめて置いています。今後そういったことについては努力をしていきたいと思っています。このことの詳細については、教育委員会の方から報告をさせたいと思います。

○議長(亀井次男)

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員にお答えを申し上げます。

今現在、清水地区につきましては、安諦小学校、安諦中学校にそれぞれ1名ずつの臨時職員として校務員を配置させていただいております。これは、旧清水町時代にですね、児童・生徒の減少が教職員の人数が極端に減少したところもございまして、配置されたものでございます。そのほか、粟生小学校、城山西小学校、八幡小学校、白馬中学校には、調理員が兼務して校務員として配置してございます。残る3校、楠本小学校、久野原小学校、八幡中学校、これにつきましては、現在、教職員の配置状況、臨時運営の中でクリアできる状態であると、そういうように思っております。しかしながら、教育委員会といたしましては、専属の校務員というのは、これは思わしいことではございませんで、今後とも給食業務とともに、人的な整理に努めてまいりたいと、そういうように思っております。

○議長（亀井次男）

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

再質問をさせていただきます。

まずは、ちょっと順番が変わりますが、小中学校の問題の方から再質問をさせていただきます。

今、町長さん、今後努力をしたいという答弁をいただきましたので結構でございます。ありがとうございます。

教育長さんにもう一度お聞きしたいんですけども、例えば用務員さんがいない学校であれば、朝7時とか7時半ぐらいに開錠する役目は多分、教職員の方が担っておると思うんです。そのことについては、どのような対応をされるのか、後で答弁いただきたいなと思います。

それから、ちょっと答弁もれがあったように思うんですけども。多重債務者のことですが、それはまた質問終わってからで結構です。

なぜ、私がそういうことを質問させていただくかと言いますと、この有田川町でも、まああまり表ざたになってないかも知れませんが、自殺者が数名出ているということをお聞きしました。また、その半数の方が金銭のことで命をたってしまうというような、そういう悲しいことが起こっているとお聞きします。「ぜひ、いつでも相談に来てください、どんなことでも相談にのれることはのりますよ」という、そういう態勢をね、とっていただきたいなと思います。

余談ではありますが、私たちの松坂事務所でも毎月1回法律相談なんかもしておりましたら、もう本当にいっぱいの方が相談にお出でになります。そして

私の経験で言いますと、例えば多重債務になっている方であれば、例えば高い金利を払っておられるので、いつまでたっても終わらないと。そういう方であれば、弁護士さんに頼むことでその利息を下げることや1回の返済を下げることも可能です。それには十数万というお金も要るんですけども、そういうような、まあそれにかかるお金のことなどの相談もね、受け付けてあげられるのが行政ではないかと私は思います。そのことについても答弁をいただきたいと思えます。

そして、子育て支援については、9月の補正で組まれるということです。本当にこれは和歌山県がちょっとやっぱり、そののところについては、仁坂さんちょっと頑張ってくれたなと私も思ったんですけども、内容をちょっと見てみますと、やはり窓口では一旦払って、その後出産してから返してもらうようなかたちになるのかな。ていうことでありますと、やはり、申請してくれたらお返ししますよってというようなやり方でなく、例えばまあ、3人目の子供を身ごもったけれども、途中でやっぱりこう早産をしてしまったとか、死産してしまったということになれば、後でこう申請をするのがしにくかったりとか、そういうこともあると思うので、1町だけではしにくいという話は、いつもこういう医療費のことで言いますとあると思うので、ぜひ1市3町で相談をしていただいて、そういう窓口でも払わなくてもいいような体制をとれるような検討を、これはもう課長に、検討ですので、いますぐ「はい」という返事ではなくて結構ですが、そういうふうな検討をこれからとっていただきたいなと思って思いますが、まあその約束をしていただけたら結構です。

そして、まず今年度でいいますと、第3子の対象人数は多分30人ぐらいだったのかなと思うのですけれども、それで言いますと、吉備町のこの予算は多分120万円程度になるのかなと思えます。

そして、先ほど私がお願いをさせてもらった1子からでもこの妊婦検診については支援をしていただきたいというのは、まあ例えば8万円で年間、今、有田川町でいいますと300人はもう今出産してないと思えますが、300人としても2,400万、そういう子供を産んでもらえるんだったら、1年間でそれぐらいのお金の投資は、ね、駅にウン億円使うんだったら私はすばらしいことだと思うのですけれども、そういう検討もこれから前向きに、本当にしていただきたいなあとというふうに思えます。答弁をお願いいたします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

堀江さんの質問にお答えをします。

後で鍵の開け閉めのことについては、教育長から恐らく答弁あると思えます

けれども、やっぱり子供を預かる先生はですね、やっぱりこのぐらいのことは進んで、「鍵開けるのに早く行かんなん」とかいうんじゃないしに、子供を真剣に預かる先生が、私個人の考えとしては、やっぱり当然朝早く行ってですね、鍵を開けてあげるぐらいの指導者であってほしいと、私個人は願ってます。

それともう1つ、これ用務員という言葉はですね、今ちょっと校務員に変わってますので、今後しないようにしていただきたいと思います。

それから、妊婦の、後から払うという件につきましてですけども、県が今、いろんな要綱つくって各市町村へ説明に回るという話を聞いてます。その要綱の説明を受けた時点ですら、まあ町単独でも、もちろん払わなんやつは、後で払うのも先払うのも同じですんで、まあ町単独でその分だけでも払えるのか、そこたりも今後いっぺ検討させていただきたいなと思います。

それから、多重債務者。現在まあ、この専門的な窓口というのは設置しておりませんが、多重債務者については本当にここ最近、非常にこう増加の現象にあるということで聞いてます。そのほとんどがやっぱり、消費者金融の高い金利に苦慮されてるということで。まあ、もちろん、法的以上の金利についてはですね、これはもう警察に言えば、払わなくて済むことになります。まあ、特別の窓口というんじゃないでして、窓口、これの専門にとということになりますけれども、社会福祉協議会の方でも月に1回ずつですね、いろんな弁護士の方に来ていただいて相談も受けさせてもらってますし、役場についても相談に来ていただければですね、こういう方が十二分にプライバシーを守りながら対応して、県なり警察へ、県にはそういった機関が多分あると思いますんで、そういう適切な指導がこっちで十二分にさせていただきたいと思いますけれども。ただ、これの多重債務者だけのですね、専門の窓口というのは今ちょっと難しいかなという考えであります。

○議長（亀井次男）

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員さんにお答えをいたします。

開錠・施錠の件でございますが、これは各学校運営形式の違い、あるいはやっぱり学校規模、あるいは地域の実情に応じて異なるわけでございます。例えば、校長先生が早く来て開けている場合、あるいは教頭先生が閉めている場合とか、管理職で運営してる場合、あるいは校務員さんがあって校務員さんがやってくれてる場合とか、給食員さんがやってくれてる場合、その他の職員がやってくれてるとかいろんな場合があります。そんな中でですね、管理職の場合は、これはもうさておきまして、その他の職員さんがこう施錠・開錠してくれてる場合、これはもう時差出勤等のそういう勤務形態の中で対応していきたい

な、そういうように思っております。

○議長（亀井次男）

福祉課長、東君。

○福祉課長（東 敏雄）

堀江議員にお答えします。

先ほど町長答弁にもございましたように、この子育ての、妊婦のことについてはですね、要綱が県がこしらえると、だからそれをいっぺん検討してくださいということなので、県から要望が来たときに、いっぺ1市3町でまあ償還払いにするのか、どんな払い方があるのか、1市3町の担当で協議していきたいと考えます。

それから広報ですけれども、今、広報へも載せてるんですけども、こんなかたちで小児科へも置かせてもらっています。ほいでまあ、おかげで、この前子育てセンターでは、だいたい金曜日に「遊びの広場」ってつくってるんですけども、30組ぐらいのゼロ歳からの子供さんとお母さんが来てくれて、まあコミュニケーションというんですかね、はかられております。また、子育てセンターの相談についても今6件、電話ですけれども、おしめの取る時期とか離乳食とか、そういうことの相談を受けてるということでございます。

以上でございます。

（「さっきの人数はそれであってましたよね、私が言った。すみません、出産人数、第3子の出産人数はあってましたか」と堀江議員、呼ぶ）

○福祉課長（東 敏雄）

4月1日以後の第3子、妊娠の届出は現在、今6名です。6名。

（「え、6名ですか」と堀江議員、呼ぶ）

○福祉課長（東 敏雄）

第3子以上ですから。はい、6人です。

ほいで第3子以上を妊娠されてる方で、4月1日までさかのぼるとなると22人で、合計が、今現在ですけれども、28名の方が対象になる。

○議長（亀井次男）

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

最後にもう一度、質問というか私の思いで締めくくらせていただいた方が、答弁はあまり期待をしておりませんが。

でも、課長さんも本当に検討するといういい答弁をいただきましたので、後の私のまだこれに付け足した思いを話させていただきたいと思います。

まず、先ほどの順番でよろしいでしょうか。

もう教育長は時間差出勤とかね、そういうことで対応してくれるということ

で、いい答弁いただきました。本当にありがとうございます。

そして、町長さんにつきましては、先ほどの言い方とても非常識やなあって。教育者はやはりね、ここにおられる校長先生されていた方も、教育長さんも皆さんそうして子供のために頑張りたいという思いでやっていますので、先ほどの答弁は私は取り消していただきたいなと思います。

そして、子育て支援につきましては、この間いただきました第1次有田川町長期総合計画案の中に、有田川町のまちづくりで重要だと思ふことを分野別に見た中で、保険、医療、そして福祉の分野では、子育て支援の充実を望む声が42.1%、そして住民の評価でいいますと、子育てに対する支援や保育機能が充実しているかという問いには、ほぼ70%の人が「わからない」とか「いいえ」というふうな答えだったというふうに載っていましたので、ぜひともね、先ほどみたいに、そういうお知らせすること、もっとわかりやすいチラシにするとか、先ほど私が提案させていただきましたように、若いお母さんがいつも目にするような、買い物をするところとか、そういうところへ貼っていただくこともね、ひとつの手だと思いますので、これはもう私の要望ですが、そういうことも検討していただけたらと思います。

それで以上で質問を終わります。

○議長（亀井次男）

以上で堀江さんの質問を終わります。

暫時休憩します。10分間の休憩します。

~~~~~

休憩 15時33分

再開 15時44分

~~~~~

…………… 通告順11番 20番（西 弘義） ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

続いて20番、西弘義君の一般質問を許可いたします。

○20番（西 弘義）

ただいま、議長のお許しを得ましたので、通告のとおり質問させていただきます。

質問の内容は、資源ごみの収集についてであります。

資源ごみには、このプラスチックとかいろんなものがありまして、このプラスチックの収集ということは、町当局並びに委員会のお力により入札となり、Aコース、Bコース、各落札者が決まり、入札前と同じように収集業務をして



いるようです。入札という方法をとることにより、町は大幅な支出の削減がされたと思います。

しかし、資源ごみにはプラスチックのほかにはたくさんの品名があり、スチール缶、アルミ缶、ビン類、古新聞、古本、ダンボール、布、ペットボトル等です。プラスチック以外の資源ごみは現在、有田再生資源協同組合に委託しておりますが、これは吉備地区・金屋地区のことであって、清水地区は入ってございません。清水地区は、どのような収集の仕方をしているのかをお聞きしたいと思います。

次に、3町合併して1つの町になりましたのですから、この資源ごみの収集も、組合委託という仕方ではなく、清水地区の収集の仕方も含め、入札制度も選択肢に入れて取り組む方がいいのではないかと思います。これは、町長に見解を求めます。

もう1点でございますけども、ペットボトルの処理でございます。これは、組合委託外になっておるんですけども、ペットボトルの収集は年に何トン収集してるのか、それからどこで何トン処理をしてるのかをお聞きしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

西議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず第1点目、清水地区は資源ごみをどのような収集方法をとってるのかということでありますけれども。清水地区については、清水地区全体で収集をしています。そして、ある程度たまった時点で分別して、缶、ビン、ペット、種類に分けてですね、職員が運んでいるということ聞いてます。

この方法でいきますと、現在の資源ごみのトン当たりの処理経費、計算しますと、やっぱり清水地区さんがある程度やってくれるんで、補助金は出してますけれども、極端にやっぱり安くついてるという現状でありまして、まあこのことについても、今後、金屋・吉備でもですね、できたら取り入れていけたらええのになと考えてますけれども、これはやっぱり、地域の住民の皆さん方の非常な協力が要ります。ほいでまあ今後、区長会とも相談をしながら、この方法でできれば進めていきたいなと思ってます。

今、吉備地区でも田口と船坂、これがもう、区で完全分別をやってくれてます。ほいでまあできたら、こういう方法が、資源ごみとかそういうごみを理解してもらおう意味から言っても一番ええ方法だと思いますので、早急に今度の区長会で、いっぺん各区の区長さんにこれをご提案をさせていただいて、そうい

う方向で、できる区からでもですね、やっていただこうかなと思ってます。

今の時点では、古紙とかアルミ缶については、持っていけばですね、結構高い値で買ってくれるようでもあります。それで、これはそれぞれの区の収益にもなりますし、田口については子供クラブさんの方へ収益が入っていると聞いてます。

それで吉備地区では現在もう2カ所、この方法でやってくれてますので、その区長さんの話も聞きながら、できたらですね、協力いただける区から、そういった安くつく方法に持っていきたいと思ってます。

それから、18年度のペットボトルの収集量というのはどのぐらいかと言いますと、吉備地区でペットボトルについては2万620キロ、それから金屋地区については1万1,370キロ、清水地区については4,743キロ。まあこの吉備と清水地区についてのペットボトルについては、いろいろキャップとか外した分約8トンですね、8トン……。——そのうちの収集のうち、田辺の宮惣へ、吉備地区の分については1万4,771キロ、それから金屋の分については3,441キロを宮惣に納めております。

○議長（亀井次男）

20番、西君。

○20番（西 弘義）

私が、この資源ごみのことについて申し上げるのは、もうだいぶ何回も何回も一般質問等々させていただくんですけども、プラスチックの収集、入札ということになって財政が少しでも潤うかなと思うんですけども。先ほども申し上げましたとおり、資源ごみには、ほかの資源ごみもあり、これができれば、入札か、後還元できるか、住民の方に還元できるような方向にもって行ってほしい、そのように考えております。町としても一番、プラスチックの収集に対してもお力をいただいて、この入札ということになっておりますので、入札またこの資源ごみの方にもお力を貸していただきたいと思っております。

次ですが、このペットボトルの処理でございますが、この吉備2万620キロのうち宮惣に1万4,771キロというのがありましたけど、これ後の計算が少し合わないような気がするんですけども、これどうしたものでしょうか、ということをお聞きいたします。

○議長（亀井次男）

環境衛生課長、河島君。

○環境衛生課長（河島一昭）

西議員さんの質問にお答えしたいと思います。

実は、平成18年度のペットボトルの収集運搬、そして処理についても資源組合の方に委託しておったわけですけども、平成18年10月、ペットボトル

がこちらで決めた業者に、上富田の宮惣ですけども、そちらに運び込まれてないとわかったわけです。それで、どうしてかということ、行政指導を行ったわけです。それで、ストックヤードもあるんやという話で終わっておったんですが、19年の2月現在になっても、まだ運びこまれていないという状況が、これがまたわかりまして、それで再び業者を呼び寄せまして、強く行政指導したわけです。それで、その段階で業者が保有してました3,441トン、これを納入させたということでございます。

で、町からは、この収集運搬ではない処理費として業者へ既にわたっていたわけなんです、その額は177万4,600円。そして、この177万4,600円は4月から12月分ということでございます。そして、1、2、3カ月分70万7,750円これを足しますと、216万300円となるわけですが、これを減額させていただきまして、そしてまあ3,441トン、これについてはペナルティということで宮惣に無料で運んでいただいたというふうな経緯でございます。

で、あと、先ほど、まあ吉備約20トン報告させていただきましたが、収集して袋とかキャップ、それからラベル、それからたばこを入れてるとか、もう全く再資源にならないというふうなものもあります。そういったことで、収集された7割程度を宮惣に運び込んでくれという契約でまいったわけです。その結果、4,559キログラム、これ細かい数字ですけども、運び込まれていなかったということです。これは今、国内資源ということで、まあ輸出しないでおきましょうということで、有田川町については、寄せたものについては、この吉備・金屋分については宮惣、それから清水で集めていただいた分については、古勝商店と有田リサイクル、こういう2社に納入してるわけです。

まあそんなことがありまして、この先ほど申しました金屋の4,550、まあ4トン余りですけども、これについては国内処理されなんだということがわかって、そういう処理をしました。

以上です。

○議長（亀井次男）

20番、西君。

○20番（西 弘義）

資源ごみの方の、この清水、これ確認だけで終わらせていただきます。

町長のご答弁の中には、この資源ごみのこの問題に対して、入札も選択肢に入れ、清水の方のやり方っていうのも入れ、区の方々と相談しながらやっていくということです、それで確認させてもろうてよろしいでしょうか。

○議長（亀井次男）

もうそれでええの。最後の質問やで。

○20番（西 弘義）

答弁いいです。もう確認だけでいいです。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

資源ごみにつきましても、以前、佐々木議員さんの質問にもありましたとおりですね、非常に高くついてたということで、まず今年、収集についてはただにしてもろうて来いということで、課長に交渉に行かせました。ほいで、前年度よりか約800万円ぐらい収集業務については、今年は安くなってます。まあその中で立ち入り検査をしてですね、今、課長の方から報告のあったとおり、恐らく、うちはもうリサイクル法にのっとって、もう宮惣へ委託するというところで契約を結んでいた中でですね、あの業者はやっぱり中国の方へ4トンぐらい流したんかなという経緯がありまして、それがまあ立ち入り検査の結果わかったんですけども、その分の、向こうへ、足らん処理料と、ほいでまあ運賃の70万ほどただにせえということで200万余り、もうそれは返済をさせてます。ただ、こういう業者とまた随意契約したのと違うんかというご不満とか疑問あると思いますけれども、現時点では果たしてほいやそういった精査した中でごみがどんかい出るんか、やっぱり入札すると、ある程度の数値つかんで金額も出さないかんので、とにかくまあ6カ月だけ今の態勢でやろうということで、6カ月契約になってます。

ほいで、その間にできるだけ早くですね、先ほどの清水方式でいけるんか、あるいは入札については何社でやるんか、入札の方法についてもいろんな方法あると思いますんで、その方向で、まあとにかく6カ月の間でできるだけ早く結果を出していきたいと思います。

○議長（亀井次男）

以上で西君の一般質問を終わります。

…………… 通告順12番 15番（浦 博善） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、15番、浦博善君の一般質問を許可いたします。

○15番（浦 博善）

ただいま、議長の指名を得ましたので、私の一般質問を行ないます。

公共工事からむ談合問題などの不正行為をなくすため、入札制度改革が行われ、一般競争入札や電子入札など、不特定多数が参加される入札方法への転換が求められています。その是非については、様々な要因が考えられるため、今後の取り組みについては、慎重に審議を進めていかなければならない事項で

あると考えています。しかし、これもまた時代の流れであり、今議会へも住民の方から「入札制度改革への取り組みに関する要望書」が提出されているように、社会的要請が日増しに強くなり、当町としても真剣に取り組んでいかなければならない重要項目であると確信しています。

また、現在の厳しい財政状況のもと、公共投資が減少していく中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せなどによる公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっています。

私は、このような状況の中で行政として取り組むべきことは、いかにして不特定多数の業者の中から優秀な業者を選定し、安い値段でよい成果品を得る事が出来るかという点であります。

従来、価格のみの競争が原則とされてきたようなところもありましたが、最近では、「安物買いの銭失い」の例えがあるように、単に安い工事を調達することが国民にとって最大の利益をもたらすのではなく、価格と品質の両面で総合的に優れた成果品を調達していくことが重要であるとの判断を、国の方では既に決定されていることは皆さまもご承知のことと存じあげます。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月1日に施工され、同年8月26日に閣議決定されております。その中には、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を定め、地方公共団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るために必要な処置を講ずるよう努めることが明記されていることもご承知のことと存じあげます。

このような情勢の中で、まず取り組むべきこととは、優秀な技術職員の育成であると考えます。不特定多数の業者の中から優秀な業者を選び出し、工事ミスや手抜き工事などがなされないように厳しくチェックすることができる職員さんの存在がなければ、ダンピングなどの、結果として粗悪な成果品が提出される恐れが十分に考えられます。重要な公共事業の健全な実施と住人の安全と利益を守るためには、専門業者と互角にわたりあえる技術系職員の存在が不可欠であります。しかし、そのような職員を育成するには10年以上の経験が必要であり、一長一短に育成できるようなことではありません。

したがって、来るべき自由競争の時代に備え、今すぐ技術系職員の育成を強化していく必要があるのではないかと思います。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」には、技術職員の脆弱な自治体に対しての支援策が記載されていますが、あわせて、そのような地方公共団体においてもできることから順次着手していくことが重要であるとも記載されています。このような情勢のもと、当町として早急に対応すべき項目であると考え、執行部の方針を伺いたいと思います。

次に、指名競争入札における業者選定に対する疑問として、1つの事例をもとに質問をしていきたいと思えます。

この問題に関しましては、私自身が住民の方から質問を受け、執行部側との協議を重ね、質問書を提出し、回答をもらい、解決策を模索している事項であります。しかし、現時点においては、私としては納得のできる回答とは思えず、質問をしていただいた住民の方への説明などできるような状態ではありません。

先ほどから申し上げます「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においては、「公共工事の品質確保の取り組みを進めるに当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性を確保し、発注者の説明責任を的確に果たすとともに、談合、入札談合などへの関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、不良・不適格業者の排除が徹底されることなどの入札及び契約の適正化への配慮が必要である。」と地方公共団体の長に義務づけられています。

また、このたび問題となっています地籍調査業務のような業務に関しては、同法律において、「調査・設計はその成果が業務を実施する者の能力に影響される特性を有していることから、発注者は技術的能力の審査や技術提案の審査・評価に際して、技術者の経験やその成績評価結果を適切に審査・評価する事が必要である。また、その審査・評価について説明責任を有している事にも留意するものとする。」と明記されています。

私は、この法律をもとに、執行部に対して説明責任を求めたものであります。

私が入札参加資格審査会へ提出した質問書は、住民からの質問事項と、私自身が直接調査し、疑問を抱いた内容について具体的に質問をしたものであり、回答としては、それぞれの内容について、執行部の判断基準及び審査内容を明確に示していただきたく思っておりました。すべてに項目について、納得ができない状態ではありますが、今回、一般質問の場でもありますので、特に疑問に思う項目についてのみ質問させていただきます。

まず、一点目であります。

今回、初めて当町の地籍調査業務の入札に指名された業者については、当初は、地元業者として選定されたとの説明でありました。当初の説明では、3～4人の人が常駐し作業をしているとの説明でありましたが、私が現地へ確認したところ、その事務所は留守であり、また電話をかけたところ、大阪の本社への転送電話でありました。そこで、その会社の社長さんと直接話をし、確認した結果は、「電話は転送であります。営業1人は配置していますが、ほとんど営業に出て留守であります。もし、あわよくば仕事が受注できたならば、そこで寝泊りをし作業をするつもりであります」との返答でありました。

私は、地元業者とは、町内に本店を構えている会社のことであると思えます。

また、地元業者に準ずる企業とは、町内に支店、または営業所を有する企業と考えるのが一般的であると考えております。また、その支店や営業所においては、常駐の職員が存在し、そこで作業ができる体制が必要条件であると思っております。

この会社のように、仕事があるときだけ滞在する宿泊所のような営業所があるだけで地元業者と判断するのは、問題があると思います。また、私からこの有田営業所で、そのの所長さんと直接お話をしたいという申し入れを、その会社に再三申し出ております。しかし、いまだにまだ、その回答はなされておられません。私は2回ほど申し出たんですが、社長に伝えている、と言うだけで、何ら返答はいただけてない状態であります。私のような者でも、議員であり、行政を担う一員のつもりで自ら調査をし確認をしている事項でありますから、当町の地元業者と自負し、この町で営業活動を本気でしているのなら、せめて誠意のある対応を示してもらいたいと、私は本当に思っております。

次に、資格保有者の件であります。

地籍調査業務において、その業務区分により、専門の資格を持った者の存在が必要となります。今回、問題となっている業者については、競争入札参加資格申請書を確認したところでは、資格保有者は見当たりませんでした。その点について、入札参加資格審査会に質問したところ、「本年4月1日現在で、資格者登録が確認されている」との回答でありました。しかし、その確認事項は、口頭のみ確認であり、書類などは私が質問書を提出した翌日、本年6月5日に取り寄せていたということが判明しております。

入札参加資格審査会は、競争入札参加資格審査申請書、俗に言う指名願いです。この指名願いにより公正に審査されなければならないことは、言うまでもありません。また、記載内容に変更事項が生じた場合は、変更申請届が提出されていなければなりません。変更申請がなされていなければ、現在記載されている事項がすべてであり、無資格業者を指名していたということになります。いずれにしても、この会社は、4月1日現在において大幅な職員の増員がなされており、また、この業務に対して重要な地籍業務の実務経験者が、3人いたところ1人やめております。このような大幅な変更内容が生じた場合、業者は直ちに変更申請を届出しなければならないはずであります。また、行政もその事実を本当に確認したのなら、まず変更申請を提出させた後、審査をするのが正当な手続きではないでしょうか。審査方法に不備があったと思いますが、その点についての答弁を求めます。

また、最も重要な事項であります資格保有者の件であります。該当する資格保有者は、その会社の正社員ではなく、他社からの出向社員ということで

ありました。出向社員ということであれば、その資格保有会社としての位置づけとしての問題点がないのか、出向契約書をつくり出向契約を結んでいます、最近改正されました労働者派遣法に対して合法的な処置であるのか、また労働基準法には違反ではないのかなど、不安定に思う要素がたくさん存在します。また、本当にその社員が、その会社に常駐しているのかという確認も当然なされなければなりません。

私は、本当にその会社にその方がいてるのかという不安もあり、また直接その会社に電話させていただきました。その結果、その社長さんが出て来、「その社員は確かに常駐している」と断言はしてくれましたが、今現在、現場に出て連絡がつかない、また帰ってきたところで直接議員さんと話をさせることはできない、という理由で断られました。私は、ちょっとでも話をさせていただきたい、いつでもいいので連絡をもらいたいということを申し入れたんですけども、一議員とは話させることはできないという理由で却下されております。仕方なく、私は、出向元の会社に事実確認を求めようと思い、その契約書に記載されている住所に電話をしようと思い、N T Tの電話案内により確認をしたところ、その会社は存在していないという返答が返ってまいりました。仕方なく、その会社が入所していたと思われるビルの管理会社を探し出し、その管理会社に確認したところでは、本年5月28日をもって契約が終了し、撤退しております。また実際は、その一月ほど前<sup>ひとつき</sup>に撤去していたとのことであります。入所から1年半程度の契約であったと申しております。その後、その会社の行方を捜すすべもなく、私は大きな疑問を抱いたまま今日に至っております。私は、このような状態は異常な状態と思うのですが、あわせて執行部の判断をお聞きします。

最後に、個人情報の保護についての問題点を指摘いたしました。

先ほどからも同僚議員から、幾多の説明があったように、今、個人情報保護ということは、非常に問題となっております。昨今の個人情報などの漏洩をみれば、ほとんどが個人情報保護に対する考え方の甘さと、組織としての取り組みに問題があるのではないかと考えております。地籍調査業務は、個人の財産を取り扱うことから、個人情報保護を第一に配慮しなければならない業務であると判断します。また、最近法務局からもデータによる提出が求められていることから、地籍調査を専門とする業者は、情報セキュリティーマネジメントに取り組み、個人情報の流出が絶対起らないよう万全の態勢を整えております。私の審査会への質問は、「このような態勢ができていない会社は、社会的要請と顧客の信頼にこたえることができないのではないですか」との質問でありましたが、当局の回答は、「契約書事項にも記載されているとおり、個人情報の守秘義務は受託者の責任であります」とのことでした。



私は、確かに守秘義務は受託者の責務かも知れませんが、その態勢ができていない業者を指名した場合、発注者側の責任も当然問われてくるはずであると思います。本当に契約書特記事項に受託者の責務と記載されていれば、その業者を指名した行政には何の責任もない、と理解されているのか、町長の見解を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

浦議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1点目の公共工事に対する技術職員の育成の問題でありますけれども、議員ご指摘のとおり、公共事業というのはですね、私個人の考えとしては、安ければいいというような問題ではないと考えています。やっぱりそのためには、そういったいろんな書類を精査できる職員というのは、今後非常に重要になってくると思います。そういうことから、そういった技術的な面を持った職員の採用については、今後努力をさせていただきたいと思っております。

それから、2点目の指名競争入札における指名業者選定に対する疑問ということでもありますけれども。

昨今、公共事業の入札については、非常に公正性を阻害するような事件が多発しております。発注者である町がですね、常に公平で公正な契約ができるように、業者の選定するに当たっては、入札資格審査会の結果報告を待って、指名業者を選定をする制度をとっております。議員が先ほどからご指摘されるような点についても審査するのがこの審査会の責務であって、私は今回の指名についてもですね、資格審査会がきちっとそういうことを精査した上での報告だと踏まえております。それに基づいて、今回の指名を決定させていただきました。

○議長（亀井次男）

15番、浦君。

○15番（浦 博善）

私が質問したのは、審査会の審査内容について非常に疑問に思うので、自分で直接調査した結果、そのような疑問点が見えてきました。そういう質問であります。

町長は全面的に審査会を信頼しているということではありますが、それでは、私が先ほど説明しました内容について、町長はどのようにお考えですか。その方法について、そのことを把握されているのか、私が先ほど質問した内容について、町長は理解されておられますか。事務所の件、また私から何回声をかけ

でも全く営業所の中を見せてくれることがなし、また業者とも合わせてくれることがなし、資格保有者と電話で話させてくれることもなし、またこの審査方法についても、本来は指名願いにに基づき審査されるのが当たり前ですが、この内容については口頭で審査したと、そういうことになっております。しかし、そういうふうな審査の仕方があるんですか。そういうふうなやり方をやっていてもいいんでしょうか。有田川町はそういうふうなことでいいんですか。

それと地元業者の件であります。こういうふうな態勢の地元業者を、これからは地元業者として有田川町は認めていくということですか。その確認を私は1回目の質問でさせていただいているんです。

そして、最後に言いました情報管理の件についてですけれども、審査会の意見は、契約書にこれは受託者の責務でありますという記載さえしていれば、それで問題なしという回答でありましたが、私はそうじゃないということを行っているんです。そういうふうな非常に不安のある業者に仕事を委託して、そしてやっぱりあかなんだということになったら、それはやっぱりそこを指名した当局に対しての責任というのは、それは当然言われて当たり前じゃないですか。

私は、その一つ一つの事実確認を求めて先ほど質問させていただきましたので、これは再質問ではありません。1回目の質問の確認です。

○議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 16時26分

再開 16時32分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

副町長、山崎君。

○副町長（山崎博司）

浦議員さんの質問にお答えしたいと思います。

入札資格審査会というところから説明させていただきます。

話にありますように、入札資格審査会は、私以下8名の委員でもって構成して、入札指名を町長がする以前に、その入札の参加されてる業者について内容を審査する、そういうことになってございます。

今回の地籍委託業務の指名業者の選定に関する質問書ということで、私たちの審査している審査の途中です。6月4日、それから6月11日、2回にわたって質問書をいただいております。これについては、以前から慎重審議の上、資格審査しておるわけですが、この質問事項によりますと、1

9年度の地籍調査委託業務に指名されているジオテクニカル株式会社について、実績及び地元業者という選定基準のほか、いくつかの疑問が生じたために回答を求める、こういうことで第1回目の質問を受けたわけでございます。

そこで、先ほどの質問事項の中で、地元業者としての選定基準ということがございました。これについては、「有田郡市内に事務所・営業所があって、資格を有し、営業活動をしている業者」としております。地元業者としての定義というのはたいへん難しいのでございまして、これからは地元業者という、こういう言葉を使わない方がええかなという考えもしておるわけです。資格審査の段階では、業者によってケースバイケースがあると思いますが、本件の場合、入札資格審査申請書に基づいて、審査会で慎重に検討して判断し決めたものでございます。

それから次に、競争入札の参加資格申請書の中で、資格があるのかなのか、という保有者の問題でございまして。

これについては、土地家屋調査士、地籍主任調査員が存在せず無資格であるとのことでありますが、平成19年4月1日調査では資格登録を確認しております。今回の業者の入札資格申請書は18年の8月に申請され、ご指摘のとおり、この申請書には載っておりませんが、審査会の前日、5月15日に有資格者である旨を確認したところであります。この入札資格審査申請書には載っておらないことであっても、やはり審査の段階で必要に応じ随時調査をしていくものであって、特別の配慮をしたわけではございません。

それから、先ほど出向社員で対応できるのかということでもございましたが、これは十分できるものと判断いたしてございます。

それから、個人情報保護に関することでもございます。

これについては、先の回答といたしましては、先ほど議員からお話あったとおりでございますが、やはり委託発注元である町には全然責任がないと、そういうことはない。やはり、発注元には責任があるという考えをしております。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

15番、浦君。

○15番（浦 博善）

再質問をいたします。

再質問というか、私の質問は全くかわらないと思うんですけども。

まず1点目、本件は、資格審査申請書に基づき慎重に協議した結果、地元業者である資格を有していると判断したという回答でありましたが、私の質問内容は、このように仕事があるときだけ宿泊所として利用する、このような営業所だけの業者を本当にこれから先も地元業者として、うちの町は扱っていくの

かという質問であります。もし、これが、うちの町が認めたということになれば、今後またこのような業者が出てきた場合も、すべて地元業者としての位置づけを与えなければならない1つの判例ができると思います。本来、今、県でもいろいろとこのような業者の存在が増えてき、いろんな対策をとっていると聞いています。事務所登録、また非常勤職員の確認並びに地元住民の雇用など、いろいろな規程を設けているところがあります。今回、この営業所を地元業者と考える方がおかしいじゃないかと、本当に私は思います。私のような者であれば、一度そこでお話がしたいと営業の方に申し入れをした場合、普通の業者だったらすぐ連絡が来ます。今の時代、皆、携帯電話持っていますし、私も自分の携帯電話の番号もその会社に言い、せめて連絡いただきたいと申し入れて、もう2日たっております。また、1週間前に私はそこの事務所に行きまして、その郵便ポストの中に、どうか町会議員の私ですけども、一度その事務所の中を見せていただきたい、連絡いただきたいというメモ書きも入れてまいりました。しかし、それに対しての連絡も一切いただいておりません。これが本当の事務所ですか、営業ですか。私は到底これは認められないと思うんですけども、執行部の判断は、認めるということによろしいんですか。

それと指名願いの資格審査のことですけども、口頭で確認したということは事実でありまして、しかし、口頭で随時確認して、それで問題がないという答弁でありましたが、それであれば、該当する業者全員に対して、やはりそれは口頭で随時その度に、「お宅には資格所有者が今、できてないか」ということを聞いて回るんですか。特別な処置ではないと先ほど言いましたが、なぜこの業者だけについて、こういうふうな配慮をされたんですか。本来、こういうふうな配慮はされる方がおかしいと思います。審査委員会というのは、この指名願いについて審査する、それが大前提でありますので、そういうふうな特別な配慮、これはやっぱり特別な配慮と言われても仕方ないん違うかな。

ほいで、今回私に届いたそういう住民からの疑問というのも、結局そういうところから始まっているので、そういう不明瞭なことは直ちにやめて、やはりきちっとしたところで線を引き、誰に聞かれても堂々と言えるようなものにしなければ、せっかくこの19年度から旧町からの流れを断ち切り、新町としてのそういった考えで進めていくと、前の3月議会で町長も明言されたとおりの、そういうふうな住民にわかりやすい、理解の得られやすいようなかたちにしていかなければ。こういうふうな口頭での確認がすべてまかり通るんだったら、こういう指名願いなんて要りませんよね、実際。わざわざ業者にこんなもん出させといて、じゃあ大事などこの確認は口頭でしております。いざ、「じゃあ、その書類は」って議員に言われたら、慌てて「つくってきました、それで問題ないでしょ」ということを審査会は僕に言うてるんですよ。それはあんまりじ

やないんかなと私は思います。まあ同僚の議員の皆さんも、一度これ冷静に判断してもらいたいと思います。非常に町の将来を左右する重要な項目に入ってくるのではないかと思います、私はこの問題を執拗に追求しているのであります。

そして、出向社員でも大丈夫と今、副町長は断言されましたが、私が今回、質問の内容で一番心配しているのは、その出向社員が本当にその会社に行っているのか、出勤しているのか、その確認をしようとしたときに、すでに出向元の会社がなかったということです。契約書にうたわれているその住所にその会社がないということは、その契約書は無効でしょ、普通だったら、そういうのは。そして、その契約書、それは契約の日付が4月1日になっていたと思います。そして、その契約書をうちの町へ持ってきたのは6月の5日です。その会社がそのビルから撤去したのは5月28日です。5月28日に契約が解除され、その一月前<sup>ひとつき</sup>、多分4月の末ぐらいにその会社はそのビルにいてなかったということです。契約を結んで一月もたたない間<sup>ひとつき</sup>にその出向元の会社はそこからなくなったということは、その書類を持ってきた、先ほど副町長はまともに名前も言うてくれましたので私も言いますけども、ジオテクニカルの会社の社長は、それをうちへ持ってきた時点では多分その会社がそこにいてないとわかってたはずですよ。少なくともわかっているなければおかしいと思います。その会社の社員がずうっと毎日出向させてるんですから。出向させているということは、毎月その社員に対しての給料、また福利厚生費用などなどの金銭のやりとり、そのやりとりというのは当然生じてくるのですから、本当に出向させていたのだったら、その会社が住所を移転したことは社長は絶対知っているはずですよ、それが知らないのだったら出向がなされていない、そういうふうには判断するのが、これ普通の判断じゃないかと思います。そして、もしその会社が住所を移転したというのでしたら、少なくとも、ここへ書類を持ってくる時には、その書類に対してはきちんと変更の住所、新しい住所、新しい会社名、それが記載されているものを持ってこなかったらおかしいんじゃないでしょうか。うちの町に対して虚偽申請をしているというふうには私は思います。当然ペナルティを与えるべき重要な過失じゃないかということをお願いいたします。

そして最後、初めて副町長も私の意見に対して認めていただきました、セキュリティの問題であります。

やはり、申されたとおり、これは必ず発注者の責任ということも問われてくることでありまして、そして、この地籍調査業務というのは、本当に個人の財産、個人の資産を測量し確定していくことでありますので、本当に個人情報の塊なんですよ、これ。それが、こういうふうな不信の多い会社に委託した場合、いつどこでどんなかたちで情報が漏洩するか、漏洩しない方が逆におかしいぐらいの状況になっております。皆さんの中でわかってくれる人がどれぐらいい

るかわかりませんが、普通、あそこの清水地域の営業所で、もしそういうふうな業務を活動した場合、当然、電話回線を使ってのデータのやりとりというのが生じてきて当たり前だと思います。しかし、情報セキュリティマネジメントシステムということは、専用回線をつかって情報の漏洩が絶対ないように、そういうふうな対策を構築していくところにあるのですから、ここの社長いわく、そこの営業所で営業活動をするんだったら、こういう情報の漏洩に対しては本当に無防備な状態であると私は判断します。ですから、そういうところに対しての指名・発注というのは、もう少し慎重にするべきでないかと思いません。

そして、私が一番言いたいのは、普通、入札に参加させるかさせないかというのは、いくつかの項目のうち1つでも疑問に思う点があったら、それはもう排除すべきだと思います。今回の場合、このようにいくつかの疑問が生じてくるような業者については、ひとまず指名参加は見送り、慎重にもう一度町として私の行ったような調査をして、本当に大丈夫である、そしてまた、押しも押されぬ地元業者であるというような態勢をとってもらってから、もう一度うちの業務に参加してもらったらそれでいいことじゃないかと思いません。私が再三こういうふうな疑問を投げつけているにもかかわらず、断固として「問題ない」と突っ張り、どうしてもこの業者を指名しなければならないような感じが私には今、受けとれています。それが、私も含めて住民の皆さんの疑問ということに広がっていると思います。

そういうことを踏まえて、もう一度慎重な審査をお願いすることを前提に、先ほどの私の質問事項についての回答を求めます。

○議長（亀井次男）

副町長、山崎君。

○副町長（山崎博司）

再質問にお答えいたしたいと思いません。

浦議員さん、この新規参入業者については、慎重の上にも慎重に審査の上決めたらどうか、ということであろうと思いません。私どもも慎重に審議した上で結果であり、また回答を申し上げた答弁でございます。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

質問を要約したら、5点ばかりあると思いません。

この業者を指名するのに、地元業者という中に、仕事があるときだけ事務所を借りた業者が地元業者といえるのか、というのが1点目。また、この資格審査のときに、書類の提出をせず、口頭だけで受け付けたのではないかが2点目。3点目に、出向社員でも大丈夫だとか、会社を確認したがなかったとか、また、

会社が移動していたら、どこへ移動したのか確認しているかが3点目。4点目に、セキュリティ、個人情報の保護の構築をきちっと行政はしなくてはいけない、その中で、この会社では無防備ではないか。5点目に、それらを総合して、指名業者を決めるときには、何項目かの審査の項目があるのではないか。1個でも欠けていたら、どのようにするのか。この5点の答弁をしていただきたい。

27分、質問時間を残して、2回目の質問に対しての答弁については、明日9時半から再開いたしたいと思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

浦博善君の一般質問はこの程度でとどめ、本日の会議は、これで延会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

15番、浦君の一般質問は、明日6月21日、木曜日、午前9時30分より再開いたします。

本日は、これで延会といたします。

~~~~~

延会 16時52分

